

決算特別委員会記録

1 日 時 令和7年10月23日（木）
 午前10時00分 開会
 午後 3時31分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（19名）

委員長	藤田 誠一	副委員長	高塚 広義
委員	伊藤 義男	委員	渡辺 高博
委員	野田 明里	委員	加藤 昌延
委員	小野 志保	委員	井谷 幸恵
委員	河内 優子	委員	黒田 真徳
委員	合田 晋一郎	委員	越智 克範
委員	山本 健十郎	委員	藤原 雅彦
委員	伊藤 謙司	委員	大條 雅久
委員	伊藤 優子	委員	仙波 憲一
委員	近藤 司		

4 欠席委員

委員 片平 恵美

5 その他出席者

代表監査委員	鴻上 浩宣	監査委員	杉本 茂利
監査委員	小野 辰夫	監査委員事務局長	藤田 康弘

6 説明のため出席した者

副市長 赤尾 禎司

企画部

企画部長	加地 和弘	総括次長（総合政策課長）	松原 広
財政課長	大西 政年		

市民環境部

市民環境部長	沢田 友子	総括次長（地域コミュニティ課長）	塩崎 秀一
危機管理監	小澤 昇	男女参画・市民相談課長	越智 美保
市民課長	伊藤 伸明	危機管理課長	藤田 裕一
市民課主幹	伊藤 裕子	危機管理課主幹	宇野 久美子
地域コミュニティ課副課長	秦 正道	危機管理課副課長	伊東 拓麻

市民環境部環境エネルギー局

環境エネルギー局長	近藤 淳司	次長（廃棄物対策課長）	岡部 文仁
環境施設課長	村瀬 秀昭	清掃センター所長	野藤 由治

経済部

経済部長	藤田 清純	総括次長（営業推進監）	鈴木 今日子
次長（農林水産課長）	菅 裕二	観光物産課長	阿部 広昭

産業振興課長	佐藤 秀樹	地域交通課長	石川 徹
農林水産課技幹	川又 洋一	地域交通課副課長	新元 一司
別子山支所副所長	永易 次郎		

建設部

建設部長	高橋 宣行	総括次長（都市計画課長）	町田 京三
建築指導課長	横山 和良	道路課長	亀井 英明
道路課主幹	瀬崎 知尋	道路課技幹	黒田 雅人
建築指導課副課長	石川 貴弘		

出納室

会計管理者（出納室長） 上野 壮行

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 原 道樹

港務局事務局

港務局事務局長	山下 武	港湾管理課長	西本 吉宏
---------	------	--------	-------

教育委員会事務局

教育長	長井 俊朗	教育委員会事務局長	竹林 栄一
総括次長（社会教育課長）	安永 亮浩	次長（発達支援課長）	佐々木 正子
次長	守谷 憲二	学校教育課長	高橋 憲介
学校施設課長	正岡 大典	人権教育課長	鍋井 慎也
学校教育課主幹	鈴木 博宣	学校教育課指導主幹	鈴木 武朗
学校教育課指導主幹	矢野 秀和	学校教育課指導主幹	星加 大輔
学校教育課指導主幹	五十嵐 直人	学校施設課主幹	眞鍋 直樹
発達支援課指導主幹	伊藤 亜野	人権教育課主幹	越智 憲一

消防本部

消防長	後田 武	総括次長（消防総務課長）	高橋 茂雅
警防課長	柴田 三輝	警防課主幹	高砂 将三

7 委員外議員

議長 田窪 秀道 副議長 篠原 茂

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長	山本 知輝	次長（議事課長）	松平 幸人
議事課議事係長	村上 佳史	議事課主任	田辺 和之

9 付託案件

認定第2号

10 会議の概要

午前10時00分開会

○委員長（藤田誠一） 初めに、昨日の第3グループ、コミュニティ施設整備事業での仙波委員の質疑部分に関しまして、理事者より資料の提出があり、タブレット端末に電子配付いたしており

ますので、御確認をお願いいたします。

認定第2号 第3グループ質疑

【地域づくり促進事業費】

○委員（大條雅久） 1点目、事業の目的と内容

をお伺いします。

2点目、事業主体と参加を呼びかけたターゲットと参加者数等の行事参加者について、お伺いします。

3点目、令和6年度の成果と今後の展開に向けた取組をお伺いします。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、地域づくり促進事業費は、住民が主体となったまちづくりを推進するため、おおむね小学校区を単位として、自治会、各種団体、企業等が連携し、地域課題の解決に向けた取り組む仕組みづくりを構築することを目的に、協議会型地域運営組織の支援を行っています。

事業費の内容としては、宮西校区まちづくり協議会への交付金、公民館職員の本事業に関わる時間外手当、そのほか、地域コミュニティ再生検討委員会開催に係る経費となっています。

次に、協議会型地域運営組織モデル事業では、宮西校区まちづくり協議会が事業主体となり、地域内の全ての方を対象に、4つの専門部会制により、自治会、各種団体、企業、住民などが連携、協力して、地域課題の解決に向けた取組等を行っています。

参加ターゲットについては、小中学生や保護者、子育て世代、高齢者など、各事業で参加ターゲットは違ってきますが、ホームページでの情報発信、まちづくり通信や館報の全戸配布、また、各部会に参加している各種団体等を通じて、事業参加を呼びかけています。

主な事業の参加者数としては、校区防災訓練は379人、夜間避難訓練は137人、校区敬老会は82人、子育てサロンは延べ93人、オータムフェスティバルインくちやは108人です。

成果としては、地域の様々な団体がネットワークを組み、同じ目標を掲げて行動し、魅力ある地域づくりと地域の課題解決につなげていくための新たな仕組みが構築されたことが成果として挙げられます。

展開に向けた取組としては、宮西校区まちづくりでの継続した取組検証、連合自治会等への情報共有や協議、地域コミュニティ再生検討委員会での協議、校区自治会における自主研修への支援等を行っています。

○委員（大條雅久） 事業に必要な費用のほか、公民館職員の時間外手当があるということでは、

口屋公民館には、職員が派遣されています。他の公民館と同様な主事、主事補の時間外手当なのか、それとも派遣されている職員の時間外手当になるのでしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 会計年度任用職員と正規職員として配置されている職員の両方の時間外手当になります。

○委員（大條雅久） 他の公民館の主事、主事補の時間外手当は、どこから支払われるのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 教育委員会事務局になります。

○委員（大條雅久） 公民館に係る通常予算の中で支払われるということですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 通常の管理費から支払われています。

○委員（大條雅久） 次に、先に成果と展開に向けた取組を聞きましたが、成果の中に、地域住民の組織化、連携づくりといった言葉がなかったように思いますが、それが目標ではないのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 成果としては、地域の様々な団体が同じ目標を掲げて行動するというので、そのような組織づくりが新たに構築されたということです。

○委員（大條雅久） 組織づくりといっても、例えば、宮西校区の自治会加入者を増やそうということではなくて、新しいコミュニティーをつくるというモデルケースとして、まちづくり協議会がされているわけですから、決して自治会の加入者、加入率が上がるということではなくて、同じ地域に住む住民の連帯感の醸成が目標だと理解していました。参加者の中に、自治会員やPTAの保護者が参加したのかではなくて、どちらにも所属していない方の参加率など、例えば、敬老会に参加された82人のうち、老人会や自治会に入っていない方が、どのような状況だったのか把握はされているのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 情報誌や公民館報などのようなものについては、全ての世帯に配布して情報発信しており、自治会員、非自治会員での区別は行っていません。また、個別の参加者について、自治会員、非自治会員の把握はしていません。

○委員（大條雅久） 答弁にありました館報は、公民館だよりのくちやのことだと思いますが、このくちやを配布するために、H o o - J A ! を使

われています。H o o - J A ! を使う費用は、本事業費の中に入っているのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 本事業費の交付金の中に含まれています。

○委員（大條雅久） 今年の1月1日現在で、宮西校区の自治会加入率が40.9%と、半分以上の方が自治会に入っていないから、市政よりも届きにくいので、公民館だよりのくちやをH o o - J A ! で各戸配布してもらっていて、その費用を出しているということです。もし成果が上がっているのであれば、今後の展開として、他の校区でもそのような費用を見ることになるのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 今後展開していき、協議会が設置されたら、地域まちづくり交付金が交付されることになりましたが、各校区の地域課題に対して、その交付金をどのように配分するかは、校区の中で決めていただくことになりました。ただ、自治会員、非自治会員に関係なく、全ての住民を対象としているので、何らかの形で全戸への情報発信をしていただくことを想定しています。

○委員（大條雅久） 公民館だよりのくちやは、H o o - J A ! を使って全戸配布されていて、本事業費から支出されているということですが、宮西校区の場合、市政だよりはどのように配布されているのですか。

○秦地域コミュニティ課副課長 宮西校区の市政だよりの配布については、自治会を通じて、地域の方に配布していただいています。

○委員（大條雅久） まちづくり協議会としては、予算を使って、公民館報をメインに配布しているということですね。

それぞれの校区でやり方があると思いますが、今、市としては、新しいコミュニティーの醸成のためのモデル校区として、宮西校区だけが取り組んでいるわけです。そこに、正規職員を配置して取り組まないと、新しいコミュニティーはつukれないのだろうと思うし、やっぱり専門の人がいると思います。現状の各公民館の主事、主事補の仕事の範囲としては、多分手に余るので、職員がついていると思います。

今後、広げていくためのモデル事業であり、3年目に入ろうとしています。他の校区に関してはどのように展開されていくのですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） これ

まで5年以上実施しており、市としましては、この2年間の活動を検証し、今後展開していくということでした。その間は、まちづくり通信などを発行し、宮西校区の状況を情報発信してきましたが、市の方針について積極的な働きかけが今までなかったことは、反省点だと考えています。

宮西校区の2年間の活動成果、第六次新居浜市長期総合計画の見直し、地域コミュニティ再生検討委員会の御提言なども踏まえて、今後積極的に地域と丁寧な話し合いをしながら進めていきたいと考えています。

【国際交流協会運営費】

○委員（小野志保） 1番、どのような国際交流活動をしましたか。参加された外国人と日本人の人数と国際交流協会に来られた外国人の実人数を教えてください。

2番、相談件数と解決した件数を教えてください。

3番、当初予算966万8,000円から減額となった理由は何だったのでしょうか。

4番、新たな取組をされましたか。評価と課題もお願いいたします。

5番、課題である認知度は向上したのでしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、国際交流活動の内容については、異文化理解講座などの各種講座、語学教室、子供を対象とした異文化交流、あかがねシネマとのコラボ映画上映会などのイベント、外国人対象の夜間日本語教室、ボランティア日本語養成講座などを実施しました。

参加された外国人は延べ3,433人、日本人は延べ503人で、全体で3,936人でした。

相談件数については、日本語の学習など、生活する上での困り事や各種手続などが138件あり、関係機関につなぐことなどの対応も含めて、全て解決に至っています。

国際交流協会に来訪された外国人については、実人数では把握していませんので、延べ人数で申しますと、816人でした。

当初予算966万8,000円に対する決算額の減額要因については、国際交流協会事務職員の退職等による運営補助金の精算減、国際交流協会における機器リース費用及び国際交流員の旅費について、予算見込額よりも減額となったことなどが主な理

由です。

新たな取組については、外国人の方が、地震発生時に適切な危険回避行動を取れるように、外国人を対象とした防災ワークショップを開催しました。約60名の参加があり、地震がほとんど発生しない地域から来日している外国人の方に、地震のことを理解する機会を提供することができ、有意義な研修となったものと評価しています。

また、市職員向け特別研修として、主に窓口業務を担当する職員を対象に、やさしい日本語研修を実施し、市職員の外国人とのコミュニケーション力の向上が図られました。

課題としては、外国人住民が地域の行事やイベントに参加する機会が少ないことなどが挙げられます。

国際交流協会の認知度の向上については、日本人と外国人が相互に交流できるイベントの開催や、外国人受入れ企業の訪問の際に、国際交流協会の設立趣旨や活動を紹介するなどの地道な取組によって、少しずつであります、認知度は向上してきていると考えています。

以上です。

○委員（小野志保） いつも延べ人数で答えられていますけど、同じ方が何回も来られているのでしょうか。また、新しい方も参加されているのでしょうか。

そして、イベント等に参加された方の声には、どのようなものがありましたでしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 昨年、一昨年に参加したイベントに再度参加する方や年間を通して同じ方が参加される場合などありますが、企業訪問や日本語教室などの開催の際に、チラシ等による周知をしていますので、新たに参加している方もいる状況です。

次に、イベントに参加された方の声ですが、なかなか交流する機会がほかにはないので、交流の機会があつてよかったなどのお声を聞いています。

【住民票等コンビニ交付推進事業費】

○委員（合田晋一郎） 市役所に設置されたキオスク端末の利用実績を教えてください。

次に、キオスク端末の利活用にどのように取り組まれましたか。また、効果、成果をどのように捉えているか伺います。

○伊藤市民課長 令和6年度に市役所のキオスク

端末で交付された証明書の件数は、住民票の写しが329件、印鑑登録証明書が820件です。ほかに、市外の方の利用による住民票の写し等も32件あり、合計1,181件の利用がありました。

次に、キオスク端末の利活用は、コンビニ交付の利用につながる体験型広報として取り組んでいます。具体的には、フロアマネージャーが住民票の写しなどの取得のために来庁した方に、キオスク端末のご利用をお声がけし、操作補助を行っています。利用者からは、操作は簡単だった、次は近くのコンビニで利用してみたいなどのお声もいただき、利便性を実感していただいています。

効果、成果としては、庁舎内でコンビニ交付を体験することで、コンビニ交付サービスを次回以降も利用するきっかけを作っています。また、対面窓口の混雑緩和も期待できます。今後も多くの方に利用していただけるよう、引き続き、利便性の周知に取り組んでいきます。

【DV対策推進費】

○委員（加藤昌延） DV相談件数が303件ですが、過去3年の相談件数の推移を教えてください。また、増減の要因は何でしょうか。

次に、DV相談員研修を行ったことによる具体的な効果をどのように評価していますか。被害者支援の質の向上や再発防止、加害者対策にどの程度つながっているのか、評価方法があれば教えてください。

次に、被害者支援のための一時避難施設やシェルターなどの整備状況について教えてください。また、課題はありますか。

○越智男女参画・市民相談課長 過去3年の相談件数の推移については、令和4年度が205件、令和5年度が287件、令和6年度が303件となっています。

増減の要因については、令和5年度以降は、コロナ禍が落ち着き、外出や相談の機会が回復したことや、DVに関する啓発活動や報道が増え、相談しやすい雰囲気が醸成されたこと等により、増加していると考えています。

次に、DV相談員研修では、警察、裁判所、専門支援団体等による講義やグループワークを通じて、相談員の支援スキルの向上を図っています。

具体的な効果としては、研修後の相談対応において、被害者の状況把握や適切な支援につながる事例が増えていることから、一定の効果があつ

たと評価しています。

次に、相談員研修や関係機関との連携強化により、被害者支援の質の向上や再発防止、法的対応を通じた加害者対策に、一定の効果が見られています。

本推進費の効果について、明確な数値等による評価方法はありますが、相談者からの声や支援の継続状況、支援内容の充実などから評価しています。

次に、DV被害者の生命や身体の危険性が高く、近親者等からの金銭的援助が受けられない場合には、警察や市の緊急避難支援でホテルに宿泊したり、市外のシェルターで緊急一時保護を行うなど、必要な措置を講じて対応していますが、市内には公的、民間を含めたシェルターは整備されていません。このようなことから、被害者の緊急避難先の確保が課題となっています。

○委員（野田明里） 答弁の中で、相談のしやすさや啓発が進んだとのことでしたが、相談内容の度合いについては、軽微な相談が多かったのか、それとも、どうにもできない深刻な悩みの相談が多かったのかを教えてください。

○越智男女参画・市民相談課長 相談の内容については、配偶者からの暴力による緊急性の高いものや離婚を考えているというような相談など様々ではありますが、いろいろなところで話を聞いて、御相談に来られる方が増えてきていると感じています。

【浄化槽設置整備事業】

○委員（越智克範） 1点目に、需要の増加を見込んで、令和6年度は40基から60基に予算を増額させましたが、予算未達になっている要因は何かですか。

2点目に、未処置の浄化槽件数はどのようになっているのか、ここ数年の整備件数と併せて教えてください。

3点目に、水質汚濁防止の観点から早急な対策が必要と考えますが、事業の推進をどのように考えていますか。

○岡部次長（廃棄物対策課長） まず、令和6年度の設置基数については、当初見込み60基に対し、実績49基、宅内配管工事については見込み60件に対して、実績49件でした。また、浄化槽等撤去については、見込み60件に対し、12件でした。以上のようなことから、予算未達となりました。

た。

次に、未処置の浄化槽件数については、令和7年3月末現在、公共下水道事業計画区域を除く市内全域で、単独処理浄化槽が約2,000基、くみ取便槽が約2,300基となっています。

また、直近5年間の補助件数は、令和2年度24件、令和3年度20件、令和4年度11件、令和5年度42件、令和6年度49件となっています。

次に、水質汚濁防止の観点から、早急な対策が必要であると認識しており、令和7年5月には、公共下水道事業計画区域を除く市内全域を浄化槽処理促進区域として指定しました。

今後は、この区域指定を踏まえ、単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、水質の保全と生活環境の向上を図っていきます。

なお、事業の推進に当たりましては、国や県の施策や制度改正の動向を踏まえ、効果的かつ円滑な事業展開を進められるよう、調査研究を進めていきます。あわせて、住民への周知や補助制度の活用を図り、浄化槽関係業者とも連携しながら、取組を着実に推進していきます。

○委員（越智克範） 今回の49基の整備基数に対して、撤去が12件となっていますが、撤去が少ないのは何でしょうか。

また、合併処理浄化槽への転換は、くみ取りと単独処理浄化槽のどちらが多いのでしょうか。

○岡部次長（廃棄物対策課長） まず、撤去が少ない理由については、物理的、構造的に撤去できない場所がありますので、残置している場合があります。

次に、くみ取りと単独処理浄化槽のどちらが多いかについては、くみ取りのほうが多い状況です。

○委員（越智克範） 違いはどのくらいの数になりますか。

○岡部次長（廃棄物対策課長） 49件のうち47件がくみ取りとなっています。

【清掃センター管理運営費】

○委員（山本健十郎） 本事業の主な事業の内訳と内容について、また、委託事業者の事業内容と事業費についてお伺いします。

○野藤清掃センター所長 まず、主な事業の内訳と内容については、施設運営管理に関する業務、設備の保守業務、分析業務、選別保管した廃棄物

の外部処理等の委託料が4億4,865万7,000円、ごみ処理に必要な薬品費や焼却炉、破砕機の消耗品、燃料費、光熱水費、施設や器具修繕等の需用費が2億1,283万7,000円、機器類の法定点検手数料や火災保険料、役務費が868万8,000円、その他、旅費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金、公課費が170万1,000円、合計6億7,188万3,000円となっています。

次に、委託業者の事業内容と事業費については、ごみ焼却・破砕処理施設運転管理委託料が3億1,353万3,000円、リサイクル施設運転管理委託料が9,471万円、小型家電、乾電池、スプリングマットレス等の処理委託料が805万7,000円、その他、清掃業務、樹木芝生管理除草業務委託料、消防設備、空調・電気保安設備、浄化槽、昇降機設備の保守点検委託料が3,235万7,000円です。

○委員（山本健十郎） 各委託事業者の事業者名をお伺いします。

○野藤清掃センター所長 ごみ焼却・破砕処理に関する運転維持保守業務については日鉄環境エネルギーソリューション株式会社に、リサイクル施設運転管理業務については一宮運輸株式会社四国支社に業務委託しています。

○委員（山本健十郎） その2社だけですか。

○野藤清掃センター所長 ほかに、清掃業務については株式会社播磨産業に、樹木芝生管理除草業務については有限会社鴻上造園に委託しています。

○委員（山本健十郎） 委託業者に住友重機は入っていないのですか。

○野藤清掃センター所長 最終処分場の管理業務を住友重機械エンパイロメント株式会社に委託しています。

○委員（山本健十郎） 清掃センター管理運営費に関連するのですが、今、清掃施設の建設などの取組について、西条市と協議をしていると思いますが、現在行っている施設改修で、いつまで施設利用ができるのですか。

○村瀬環境施設課長 西条市と広域化に係る協議を行っており、広域化は決定しているものではありませんが、現状施設の保全計画が令和14年度末までとなっていることから、その時期までは施設の延命化を図りながら、改修を続けていきます。

今後、西条市との間で、次のステージの話にな

る場合には、どの年度まで延長するのか等も含めて、施設の整備計画を随時修正しながら、計画を進めていきたいと考えています。

【ごみステーション適正管理推進事業費】

○委員（藤原雅彦） 市内298自治会のうち、248自治会が交付金を申請していますが、残り50自治会が申請していない理由は何かお伺いします。

次に、交付金を受け取る自治会と受け取らない自治会で、ごみステーションの管理状況に差が生じている可能性があるのかお伺いします。

交付金やごみ収集ボックス、監視カメラの設置補助により、ごみステーションの適正管理について、不法投棄の減少率など、管理状態の向上がどの程度改善されたのかお伺いします。

○岡部次長（廃棄物対策課長） まず、ごみステーションは、自治会が設置し、管理しているので、自治会未加入者には利用させない、自治会未加入者に利用を認めると、自治会加入者が減ることを心配している、使用規模等の理由で申請しないなど、各自治会によって様々な事情があると考えています。

次に、交付金を受け取るか否かで、直接的に差が出るのかは明確ではありませんが、交付金の趣旨を御理解いただき、有効に活用されることで、結果的にごみステーションの管理に差が出ることは想定されます。

次に、令和3年度から開始した交付金制度と並行して、ごみステーションの適正管理の上で、自治会の負担となっていた取り残しごみについて、通報があれば即時回収することとしたため、ごみステーションでの回収件数は、令和2年度の1,100件に対し、令和6年度は1,580件と増加しています。この1,580件のうち、即時通報制による増加分は不明ですが、平成30年度からは、不適正排出対応件数は減少傾向にあったことから、増加分は即時通報制によるものと考えています。

なお、ごみステーション以外への不法投棄件数は、令和5年度72件から令和6年度45件と3割以上減少し、改善が見られます。

【平尾谷不燃物埋立所廃止検討事業費】

○委員（黒田真徳） 事業内容と費用の内訳、検討結果を教えてください。

○村瀬環境施設課長 本事業内容としては、埋立所地中内部の安定状況を確認するために必要なボ

ーリング土質調査、孔内調査、現状データの整理及び廃止手法の検討となっています。

次に、費用の内訳ですが、契約金額902万円のうち、ボーリング土質調査費が400万2,000円、孔内調査費が71万7,000円、現状データの整理及び廃止手法の検討等の業務費が430万1,000円となっています。

検討結果についてですが、今回、施設地中部において、廃棄物の分解に伴うものと見られるガスの発生が確認されました。同埋立所の廃止に着手する条件について、最低でもガス発生の収束期間が2年以上必要とされていることを踏まえ、既設のガス抜き管に加えて、新たにガス放散管を追加する措置を実施しており、今後はその収束状況を注視しながら、できるだけ早い段階で廃止に着手できるように取り組んでいきます。

○委員（黒田真徳） 令和7年度には予算が計上されていなかったと思いますが、問題はありますか。

○村瀬環境施設課長 引き続き、ガスの調査等を継続していくと申し上げましたが、市職員によるガスの調査及び地中内部の温度測定などを行っています。並行して、スポーツ振興課のグリーンフィールドの管理において、利用者に対して適切かどうかといった環境に関する業務を行っており、引き続き、このような大きなコストをかけずに監視、注視を継続していく予定です。

午前10時42分休憩



午前10時52分再開

認定第2号 第4グループ質疑

【デマンドタクシー運行事業費】

○委員（近藤司） 過去3年間の地域別の運行費と利用者数についてお伺いします。特に川西地区の運行状況について詳しくお伺いします。

2点目、デマンドタクシー運行事業の課題と改善点について、どのような検討をされたのか、お伺いします。新居浜市として何か新しい補助メニューを考えているのかについてもお伺いします。

○石川地域交通課長 デマンドタクシーの過去3年間の地区別の運行費と利用者数については、川東地区は令和4年度の運行費が約681万円、利用者数が3,944人、令和5年度の運行費が約708万円、利用者数が3,430人、令和6年度の運行費が

約720万円、利用者数が3,639人です。

上部東地区は、令和4年度の運行費が約598万円、利用者数が6,891人、令和5年度の運行費が約736万円、利用者数が7,202人、令和6年度の運行費が約809万円、利用者数が7,764人です。

上部西地区は、令和4年度の運行費が約706万円、利用者数が5,045人、令和5年度の運行費が約865万円、利用者数が5,191人、令和6年度の運行費が約856万円、利用者数が5,276人です。

川西地区は、令和5年3月24日からの運行となっており、令和5年度の運行費が667万円、利用者数が1,135人、令和6年度の運行費が約477万円、利用者数が2,102人となっています。

川西地区の運行状況については、全体の便数のうち、稼動した割合が58.1%。利用される行き先の割合としては、お出かけ先から自宅への利用が39%、医療機関への利用が36%、その他商業施設等への利用が25%となっており、最も多い利用先は住友別子病院への利用となっています。

事業の課題については、今年度、愛媛県全体で一般乗用タクシーの運賃値上げが予定されており、それに伴い、デマンドタクシー事業の委託料単価の増額が見込まれているという課題があります。また、現在、基本の利用料は1回500円となっていますが、利用者の半数以上の方が、運転免許証自主返納者割引の適用を受けて、半額の250円で利用されていることから、もともと運転免許証を持っておらず、割引なしで利用されている方との負担の公平性の課題もあり、利用料金の見直しについて検討を行っているところです。

また、新しい補助メニューについては、デマンドタクシー制度は、新居浜市地域公共交通活性化協議会が、新居地区旅客自動車協同組合へ運行委託して実施している事業ですので、事業運営への補助は考えていませんが、交通事業者の乗務員不足の現状を改善するための支援について、事業者の意見を伺いながら検討を行っているところです。

○委員（近藤司） 運転者不足ということで、路線バスについても路線の廃止も検討されているようですが、それに対してデマンドタクシーでどのように対応しようとしているのか、お伺いします。

○石川地域交通課長 事業者へのヒアリングにより、テレビ、ラジオ、フリーペーパーなどのメデ

ィアを活用した求人広報費用や転職求人サイトの利用費の助成などを求める声がありましたので、人材確保の支援制度の創設を検討しているところです。

○委員（近藤司） 路線バスの廃止に併せてデマンドタクシーの運行範囲などの検討はされていないのでしょうか。

○石川地域交通課長 運行範囲の拡大などについても、現在、事業を受託しているタクシー組合と協議を行っているところです。

【ふるさと応援寄附金推進費】

○委員（越智克範） 1点目、ポータルサイトの拡充と新規返礼品の開拓を行ったとありますが、実施内容と効果をどのように評価していますか。

2点目、件数、金額ともに令和5年度より減少していますが、要因は何と考えていますか。また、ここ数年の推移はどのようになっていますか。

3点目、強化策をどのように考えていますか。推進体制などを見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○阿部観光物産課長 1点目については、令和6年度には、新たにふるなび、KABU&ふるさと納税、Amazonふるさと納税、Yahooふるさと納税の4つのポータルサイトを拡充しました。

ふるさと納税のポータルサイトにおいては、4大サイトと称されるふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなびがありますが、ふるなびを導入したことで、新居浜市についても4大サイトが揃ったことから、より一層の返礼品の拡充を図っていきたくと考えています。

新規返礼品については、令和6年度は33種類の新規返礼品の登録を行いました。結果として寄附額が減少したことは事実ですので、今後においては、寄附者が魅力的に感じるような返礼品の開発など寄附額が増加するように努めていきます。

2点目については、令和4年度、令和5年度ともに、本市の返礼品においてはタオル類とフェイスマスク類が提供数の多くを占めており、両者のうち単価の大きいものがタオル類になります。このタオルを求める寄附者数が減少していることも要因と考えています。

なお、ここ数年の推移については、令和2年度が1万8,864件で5億55万4,000円、令和3年度が

1万8,363件で4億4,289万4,000円、令和4年度が2万1,969件で5億5,276万7,000円、令和5年度が2万1,904件で5億4,563万7,133円、令和6年度が1万8,924件で4億7,180万9,000円となっています。

3点目については、令和7年度にはなりますが、ふるさと納税の中間事業者業務を全国展開している事業者、市の中間事業者へのアドバイザーとして参画していただいております。現在、市のポータルサイトの画面構成や返礼品についてのアドバイスをいただいております。来年度以降については、寄附金額の増加に向けて推進体制を見直す必要があると考えています。

○委員（越智克範） 新たなポータルサイトを4つも作ったのにも関わらず、効果が現れていませんが、返礼品の開発について新居浜市には魅力がないということでしょうか。

また、推進体制を見直すとの答弁がありました。どのように推進体制を見直す予定ですか。

○阿部観光物産課長 以前は全国的に肉類、魚介類など高価な物に寄附が集中していましたが、現在は物価高もあり、日用品、消耗品に寄附が集中している傾向があります。日用品、消耗品類の返礼品が新居浜市には少ないのではないかと考えています。

推進体制については、全国的に業績を伸ばしている中間事業者がたくさんあるため、中間事業者の変更も含めて見直したいと考えています。

○委員（合田晋一郎） リピーターの推移はどうですか。

次に、事業の成果についてどのように捉えていますか。

次に、返礼品による市内経済への波及効果について、どのように捉えていますか。

○阿部観光物産課長 まず、リピーターの推移については、過去5年間の寄附者のうちで、令和6年度に寄附いただいた方は、5,336人となっています。

次に、ふるさと納税事業の成果については、寄附金によって確保された財源によって推進された重要事業や新規事業への取組のほかに、返礼品や事業の発信を通じて、市の特産品や文化を全国に発信することによる認知度やイメージの向上、さらに地元事業者の販路拡大や商品改良が促進されることによる地域経済の活性化など、多岐に渡っ

ているものと捉えています。

次に、市内経済への波及効果については、ふるさと納税の返礼品を提供することにより、地元産品の販路拡大やブランド力向上につながっています。また、提供事業者の売上増加や雇用拡大が期待でき、物流や包装資材など関連産業にも需要が広がっていることから、返礼品として地場産品を提供することは市の魅力発信と地域経済活性化の契機になるものと捉えています。

○委員（渡辺高博） 1点目、寄附金額4億7,180万9,000円から、支出した2億2,118万9,000円を引いた2億5,062万円を収入と捉えていますか。

2点目、主な委託先と具体的なフローを教えてください。

3点目、市民がほかの自治体に寄附した場合の流出分についてはどのように考えていますか。

○阿部観光物産課長 1点目については、2億5,062万円が収入との認識で問題ありません。

2点目の主な委託先と具体的なフローについては、本市のふるさと納税の中間事業者として一般社団法人新居浜市観光物産協会と契約しており、返礼品の発送管理等の業務を担っていただいています。ポータルサイトについては、トラストバンク、楽天、さとふるなど、各サイトの運営事業者と個別に契約しています。

ふるさと納税の具体的なフローについては、寄附者は希望する自治体のふるさと納税サイト等から寄附を申し込み、寄附金を納付します。自治体は入金を確認後、寄附金受領証明書や返礼品の発送を行います。その後、寄附者は受領証明書を基に確定申告またはワンストップ特例申請を行い、翌年度の住民税や所得税の控除を受けることになります。自治体では寄附金の用途を選択できる仕組みを設け、集まった寄附金を地域振興や福祉、教育、環境保全などに活用しています。

3点目の他の自治体に寄附した場合の流出分については、市民が他の自治体へふるさと納税を行うことにより、本来は地元に残るべき税収が外部に流出するという財政的な影響が生じますが、寄附は住民の主体的な選択の結果であり、自治体間の競争原理を働かせ、魅力的な政策や返礼品づくりを促す契機ともなります。流出する税収額以上の寄附を受けられるよう、魅力的な新規返礼品の開発といった取組が必要であると考えています。

なお、税収の流出分については、その額の75%が地方交付税によって措置されることとなっています。

○委員（渡辺高博） 中間事業者について、プロポーザルで実績のある企業に変える検討はしましたか。

また、新居浜市民が本市に寄附をしたときの返礼品以外の対応を考えたことはありますか。

○阿部観光物産課長 中間事業者については、プロポーザルも含めて新規参入できるよう考えています。

また、新居浜市民が寄附をしたときの返礼品以外の対応については、今まで考えたことはありません。

○委員長（藤田誠一） 次の片平委員の質疑については、片平委員が来られていないため、その質疑に対する答弁は、明日、文書で配付します。

○委員（野田明里） 新規返礼品が33種類加わったとの答弁がありましたが、新規返礼品にどのようなものが加わったのか教えてください。

また、返礼品が魅力的なことは、ふるさと納税を行う際の大切な要因だと思いますが、まずは新居浜市について知ってもらえるところからではないかと思います。返礼品以外に新居浜の魅力を高める取組や、その高めた魅力を市外の方に知ってもらう取組を何かしていますか。

○阿部観光物産課長 返礼品の具体的なものについては、フェイスマスクのバリエーションを変えたものやお酒のセットを変えたものなど、既存の返礼品の種類を変えたものが多くなっています。

次に、新居浜市の魅力を伝えることについてですが、ふるさと納税の事業にかかわらず、観光全般やシティプロモーション等も通じて、常日頃から行っており、機会のあるときにはふるさと納税の返礼品なども紹介しています。

【地域おこし協力隊推進費】

○委員（河内優子） どのような支援を行っていますか。また、地域特産品の開発状況を教えてください。

○永易別子山支所副所長 令和6年度中は2名の女性隊員が農産物の育成を中心として、別子山地域で活動していましたが、任期満了を迎えた際に、別子山地域に定住しやすいように、協力隊活動に要する経費等を支援しました。

主な経費としては、農業用資機材の購入経費、

隊員用公用車のリース料と燃料費、各種研修会への参加負担金と旅費、市営住宅家賃の全額補助等を行っています。なお、本年3月末で任期を終えた隊員1名は、引き続き地域に定住し、農業や有害鳥獣駆除活動に取り組んでいます。

支所としては、農産物の販売先の案内等、できる範囲で引き続き支援をしていきます。

次に、地域特産品の開発状況についてですが、2名の隊員は、それぞれ各種野菜、穀物類の育成に無農薬で取り組み、今年度においても、継続しています。一例として、スイートコーンの大和ルージュやもちもち太郎、ミニトマトのイエローミミ、マイクロキュウリ等があります。

ミニトマトについては、ジャムやドレッシング、ゼラートに加工して販売する取組や、野菜類を薄くスライスして乾燥させ、栄養価と保存性を高める取組も行っています。まだ試行錯誤の段階ではありますが、地域の特産品につながることを期待しています。

○委員（小野志保） 1番目、内訳と成果、定住に向けた支所の取組と支援策を具体的にお示してください。

2番目、定住につながっていくのか、活性化につながっているのか、しっかりと検証するとありましたが、検証はされたのでしょうか。その結果はどうでしょうか。

3番目、地域おこし協力隊員への賃金労働条件はどう伝えましたか。

4番目、当初3名で、令和6年度は2名の地域おこし協力隊員の推進費でしたが、募集をしなかった1名に対する総括を教えてください。

5番目、特別交付税措置は、報償費320万円、事業費200万円、合計520万円になっていますか。

○永易別子山支所副所長 まず、1番目についてですが、協力隊2名分の1,094万2,000円の内訳としては、報酬、期末勤勉手当が582万2,000円、共済費が97万9,000円、旅費が5万3,000円、消耗品費、燃料費等の需用費が198万4,000円、公用車、パソコンリース料等の使用料及び賃借料が128万7,000円、原材料費が28万4,000円、備品購入費が2万4,000円、研修会負担金、家賃補助の負担金補助及び交付金が50万9,000円、合わせて1,094万2,000円となっています。

定住に向けた支所の取組については、各隊員の自主性と自立性を基本としていますが、隊員が希

望する農業用資機材の購入、研修会参加、補助申請等において、必要な事務処理面を担い、隊員活動に専念しやすいようにサポートをしています。

次に、2番目についてですが、今年3月の予算特別委員会で申しあげました別子山地域の協力隊に関するアンケート調査については、この9月に実施しています。全70世帯にアンケートを送り、45世帯から回答をいただいております、現在集約中です。

今回のアンケート結果については、地域住民の皆様のご貴重な声として、効果検証に活用したいと考えています。

次に、3番目についてですが、地域おこし協力隊の募集時には、給与、賃金、勤務時間、雇用形態、福利厚生等を明記した募集要項を作成し、市のホームページ、移住交流サイト等を通じて公開し、募集に当たっています。なお、面接時においても、応募者に対して、賃金労働条件等について説明をしています。

次に、4番目についてですが、令和6年度当初予算編成時には、現隊員2名分に加えて、新規隊員1名分の計3名分の予算を計上していましたが、協力隊による別子山地域の活性化への効果検証の必要性、また、地域の方々からは、過去のトラブル等にも関連した様々な御意見を伺う中で、庁内で総合的に判断し、新規隊員の募集を見送っています。

最後に、5番目についてですが、隊員2名に対し、市が人件費として支出した額が680万1,000円、協力隊活動に要した事業費として支出した額が414万1,000円、合わせて1,094万2,000円となり、1名当たり547万1,000円となっています。

○委員（小野志保） まず、1番目の内訳についてですが、使用料及び賃借料の中の自動車借上料は、予算と同じですけれども、これは3台分なのでしょうか、それとも2台分なのでしょうか。

次に、需用費の中にある機具修繕料では、何を修繕されたのでしょうか。

また、住宅家賃補助については、特別交付税に含むように、令和6年度から変更をされたのでしょうか。

次に、2番目の質問で、アンケートは集計中ということでしたが、結果の公表はいつ頃になるのでしょうか。

次に、3番目の質問で、賃金労働条件は説明されたということですが、文書でされたのでしょうか、それとも口頭でされたのでしょうか。

最後に、5番目の質問で、前年の報償費が280万円で、手取りも上がっていくのではないかと考えますが、手取りは上がっていないという声もお聞きします。報償費320万円はきちんと確保されていたのでしょうか。

○永易別子山支所副所長 まず、車両の借上げ台数は3台です。

機具修繕については、隊員が使用している農機具類を修繕するケースが多くなっています。

○大西財政課長 特別交付税の関係ですが、地域おこし協力隊に要する経費として、特別交付税の対象となる中に、住居、活動用車両の借上費は、ルール上、特別交付税に算入されることになっているので、対象になっています。

○永易別子山支所副所長 アンケートの結果については、集約中であり、具体的な公開日時は、今のところ未定です。

次に、賃金労働条件については、採用面接のときに口頭でお伝えしています。

次に、報償費320万円については確保されています。

○委員（小野志保） 地域おこし協力隊が2名しかいないのに、3名分の自動車借上料は正しいのでしょうか。

次に、賃金労働条件を口頭で伝えたということですが、労働基準法第15条では書面ということになっていますけど、隊員とのやり取りは口頭だったことに間違いはないですか。

次に、報償費が280万円から320万円になったわけですから、手取りは上がっていないとおかしいわけです。御本人たちは上がっていないということですが、本当に確保されていたのでしょうか。

○永易別子山支所副所長 3台はリース車両ですが、リース契約期間の満了日を勘案した結果、途中解約するよりも3台で契約するほうが得であるため、3台としています。

午前11時25分休憩



午前11時35分再開

○藤田経済部長 地域おこし協力隊の募集については、募集要項という文面を作って、それを見て応募していること、また、ホームページにも記載

しており、文書として募集要項はあります。

ただ、御質問の面接時に応募者に対して労働条件等について口頭で言ったのか、文書で渡したのかどうかは、現状では確認が取れないので、追って調査させていただきたいと思います。

○委員（小野志保） 面接後の採用時には文書でお渡ししているのでしょうか。

○藤田経済部長 面接前の募集時の文書はきちんと提示をしています。面接後にお渡ししたかどうかは、今ここでは分からないので、確認させていただきたいと思います。

○委員（小野志保） 手取りが上がっていないことについては、どうでしょうか。

○藤田経済部長 手取りが上がっているかどうかについては分かりませんが、特別交付税措置の報償費320万円、事業費200万円、合計520万円は、決まっているものではなくて、特別交付税で措置できる上限額となっています。そして、先ほど答弁させていただきましたが、1名当たり547万1,000円という決算額が出ておりますので、合計520万円以上の事業を、新居浜市としては行っているということになるかと思えます。

○委員（山本健十郎） 地域おこし協力隊については、以前に、住民、自治会員とのトラブルもあったと聞いています。今までに協力隊として何名か来たと思いますが、実際に別子山に住居を構えて行動している方は何名いますか。

また、3名分の予算を組んで、2名が活動しているという答弁でしたが、私は、協力隊は必要なのかなと思っています。必要性についても、お答えさせていただきたいと思います。

○永易別子山支所副所長 地域おこし協力隊のOBの方で、現在、定住されている方は3名です。

次に、今後の行く末という形のお答えになりますが、アンケートや別子山の進む方向性を見据えながら、別子山だけではなく、過疎対策としての全体的な考え方を決定していく必要があるかと思えます。

○委員（山本健十郎） 以前は、支所は、地域おこし協力隊の活動にあまり関与していない状況だったのではないかと思います。トラブルが起ってから、支所に必ず来て、一緒になってしていると聞いています。今の2名の協力隊の方と住民、支所は、どのような状況であるのでしょうか。

○永易別子山支所副所長 地域おこし協力隊員と支所、住民とのコミュニケーションについては、自分一人でやっていく方もいれば、周りの方とコミュニケーションを取りながらやっていく方もいます。それぞれの方のやり方に応じて、支所の職員は関わっていく形を取りたいと思っています。

そして、物品の購入や研修の要望があるのであれば、我々としても、支援をしていくところです。

【有害鳥獣駆除費】

○委員（近藤司） 1点目、過去3年間のイノシシ、ニホンザルの駆除実績についてお伺いします。イノシシの駆除実績については、銃の使用、箱わな、くくりわなに分けてお伺いします。

2点目、駆除しているにもかかわらず、生息数が増加している原因については、イノシシは年1回の出産で平均4頭から5頭生まれ、環境省が示す直近の自然増加率は1.57倍と聞いていますが、新居浜市では現在何頭ぐらいが生息し、毎年何頭ぐらい捕獲すれば、自然増が抑えられるのかお伺いします。

3点目、ニホンザルの駆除についても、毎年何頭ぐらい捕獲すれば、自然増が抑えられるのか、またどのような捕獲方法や追い払い方法をとっているのかについてもお伺いします。

4点目、決算額1,334万6,000円の中に、愛媛県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金が入っていますが、この事業費は幾らでしょうか。緊急捕獲活動の具体的な内容についてもお伺いします。

○管次長（農林水産課長） まず、過去3年間のイノシシ及びニホンザルの駆除実績については、令和4年度はイノシシ308頭、ニホンザル18頭で、イノシシの駆除実績の内訳は、箱わな174頭、くくりわな131頭、猟銃による駆除が3頭となっています。令和5年度は、イノシシ120頭、ニホンザル15頭で、その内訳は箱わな44頭、くくりわな76頭、猟銃による駆除がゼロ頭となっています。令和6年度はイノシシ335頭、ニホンザル22頭で、その内訳は箱わな181頭、くくりわな147頭、猟銃による駆除が7頭となっています。

次に、新居浜市のイノシシの生息数については、愛媛県県民環境部環境局自然保護課に確認したところ、令和5年度時点で約573頭との推定が

示されています。なお、この573頭という数値は、中央値であり、あくまで目安の数値となっています。

また、自然増加を抑えるためには、環境省が示している自然増加率の57%以上を捕獲することで、減少につながっていくと考えられることから、県の推定生息数を基に試算すると、年間でおおむね330頭程度の捕獲が必要であると推測されます。

次に、新居浜市におけるニホンザルの生息数については、同じく県自然保護課に確認したところ、令和5年度時点で約380頭の推定が示されていますが、こちらもあくまで目安となっています。

また、自然増加を抑えるための捕獲数については、市内に複数存在するニホンザルの群れそれぞれの中での出産可能な年齢の雌の割合や栄養状態等により、出産状況が変化することから、正確な頭数を出すことは非常に困難です。また、捕獲した際のニホンザルの性別や成獣か幼獣かによって、自然増加数に与える影響が違うことから、数値化は困難ではありますが、今後についても、専門機関や他自治体の取組について調査研究を行っていきます。

次に、捕獲方法については、箱わなやくくりわなを用いた捕獲を行い、追い払いの方法としては、動物駆逐用の煙火等を使用し、これにより農地等への接近を防ぐとともに、人慣れさせない対策を行っています。

次に、愛媛県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の事業費については、388万3,000円です。内容は、有害鳥獣捕獲活動の経費支援を目的として、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲につき補助金を交付するものです。4月1日から10月31日までが対象期間となり、イノシシ、ニホンジカは成獣1頭につき7,000円、ニホンザルは成獣1頭につき8,000円、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの幼獣は1頭につき1,000円、イノシシ、ニホンジカの成獣の焼却施設への搬入処分は1頭につき8,000円の補助金となっています。

○委員（近藤司） 最近、熊の市街地への出没、また人的被害等が全国的に問題になっているわけですが、イノシシについても同じような状況になってきていると思います。そのため、今後、市

街地へ出沒や人的被害に対してどのように対応していくのか、お聞かせください。

○**菅次長（農林水産課長）** イノシシの市街地への出沒及び人的被害への対応についてですが、まずは新居浜警察署及び農林水産課が出動して、対応をしています。イノシシを捕獲することは難しく、追い払い等で何とか人的被害にならないような形で対応しています。なお、イノシシが出沒した場合には、学校や自治会などに周知を行い、注意喚起を促していく体制をとっています。

○**委員（近藤司）** 最近のイノシシは人慣れしていて、割と市街地の畑まで下りてきて被害を与えているようですが、一度味をしめてしまうと追い払っても戻ってきて、同じように繰り返される傾向があると思います。イノシシについては、追い払いだけではなく、捕獲する必要があると思いますが、その対策について今後どのように検討されるのでしょうか。

○**菅次長（農林水産課長）** 今後の対策についてですが、最近では神郷地区にも人慣れたイノシシが出沒しており、10回程度は対応させていただいていますが、防護柵をしていなかったこともあり、ワイヤーメッシュの防護柵を設置してもらったところ、イノシシが来なくなっています。今後も住民の方にも防御していただきながら、捕獲については、猟友会へ依頼して、山際でのくくりわなや箱わなの設置により、対応していきます。

○**委員（伊藤義男）** 1点目、令和5年度より決算額が増えている原因を教えてください。

2点目、決算額の内訳を教えてください。

3点目、令和6年度の農作物鳥獣被害額は幾らで、令和6年度の事業において、例年より改善は見られたのか、お答えください。

4点目、有害鳥獣駆除費は増えていく見込みですか、それとも減少する見込みですか、お答えください。

○**菅次長（農林水産課長）** まず、決算額が増えている原因については、有害鳥獣の捕獲頭数に大きな差が生じたことが挙げられ、具体的には令和5年度の捕獲頭数が334頭に対し、令和6年度は686頭と、約2倍の増加となっていることから、決算額が増加したものです。

次に、有害鳥獣駆除費の決算額1,334万5,435円に対し、有害鳥獣駆除事業が719万3,875円、捕獲隊支援事業補助金が15万800円、鳥獣被害防止緊

急捕獲等対策事業補助金が、388万3,000円、有害鳥獣農作物被害対策事業が211万7,760円です。

次に、令和6年度の鳥獣による農作物被害額については、約178万円です。

改善状況については、前年度より捕獲頭数が増加していること、農作物被害の防止を目的とした防護柵の申請数が前年度39件に対し、令和6年度は54件となっており、約38%増加していることも踏まえ、改善が進んでいるものと考えています。

次に、今後の有害鳥獣駆除費については、増加していくものと考えています。主な要因としては、捕獲圧の強化を目的とした新たな捕獲機材の検討及び更新等による予算増加が考えられます。また、防護柵の申請が増加していることや、有害鳥獣駆除頭数の増加も要因の一つであることから、今後も一定の増加が見込まれると考えています。

○**委員（伊藤義男）** 鳥獣被害額については、申告者の数字を基にしているのか、それとも一軒一軒農家に聞き取りをしているのか教えてください。

○**菅次長（農林水産課長）** 農作物の被害の算出方法については、農業共済組合の水稻被害データ及び農作物の被害調査を目的としたアンケートにより、算出しています。

○**委員（伊藤義男）** アンケートから漏れている方もいる可能性はあるということですか。

○**菅次長（農林水産課長）** 今回は農業委員会の農業委員を通じて、被害に遭われた方にアンケートをお願いしていますが、中には漏れているところもあるとは思いますが、今後は、そのようなところもフォローできるような形で実施していきたいと考えています。

【大島七福芋作付け拡大事業費】

○**委員（伊藤優子）** 七福芋の生産は順調ですか。また、令和5年度より生産量は増えていますか。

○**菅次長（農林水産課長）** まず、大島地域おこし協力隊の七福芋の生産状況については、隊員2名が畑を新たに借り入れたことで、令和5年度より作付面積が増加し、合計で1,500平方メートルとなっています。生育状況については、植付け時期である5月から6月にかけての梅雨による降雨が少なかったこと、夏場の高温が続いたこと、大島での農業用水の確保が難しいことなどの要因に

より、つるの葉枯れや生育不良が起こったことから、約1トンの収穫量となりましたが、前年度と比べると、作付面積、生産量とも増加しており、順調に推進できていると認識しています。

次に、大島地域おこし協力隊による七福芋の生産量については、令和5年度は隊員2名で、作付面積が約600平方メートル、生産量が約0.3トン、令和6年度は隊員2名で、作付面積が約1,500平方メートル、生産量約1トンで、作付面積、生産量とも増加しています。

正午 休憩

午後 1時00分再開

○委員長（藤田誠一） まず先ほどの第4グループ、地域おこし協力隊推進費に関する小野志保委員の質疑について、理事者から発言を求められていますので、これを許します。

○永易別子山支所副所長 令和6年度に在籍した地域おこし協力隊員2名は、令和3年度、令和4年度に採用されていることから、採用当時の別子山支所長に確認したところ、面接時には勤務条件等について口頭及び文面で、着任時においても文面で提示し、説明を行っているとのことでした。

【スマート農業推進事業費】

○委員（伊藤優子） 七福芋生産量拡大、イノシシ被害対策のためのスマート農業システム保守管理費ですが、これでイノシシの対策となったのでしょうか。

○菅次長（農林水産課長） スマート農業推進事業で導入した、電気柵監視システムを設置することにより、令和5年度、令和6年度ともイノシシ被害が発生していないこと、監視カメラによるイノシシの正確な行動パターンや動向が把握できること、また、侵入された場合でも、今後の防護対策が取りやすくなることなど、捕獲の効率も上がることから、イノシシ対策として一定の効果があったものと考えています。

【畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費（繰越分）】

○委員（井谷幸恵） 1点目、市内の畜産農家の何人に対しての補助をしましたか。

2点目、飼料の高騰は、以前と比べ何倍ぐらいになりましたか。

3点目、支援は行き届いたのでしょうか。

○菅次長（農林水産課長） まず、養豚農家と養

鶏農家の2経営体に補助を実施しました。

次に、配合飼料の価格については、令和2年度は1トン当たりの月平均で約6万8,000円でしたが、令和4年度は1トン当たりの月平均で約9万8,000円まで上昇しており、約1.4倍の高騰となっています。

なお、令和7年7月時点では、原材料価格の下落や円高の影響を受け、1トン当たりの月平均で約9万4,000円と緩やかに値下がりしているものの、依然として高水準で推移しています。

次に、本事業の対象者は、配合飼料安定制度加入者であり、市内で該当するのはこの2経営体のみで、今回どちらも補助対象となり支援を行うことができ、当事者から、補助金により経営が助かったと伺っていることから、支援は行き届いていると考えています。

【ため池等整備事業】

○委員（山本健十郎） 1点目、事業費8,144万9,000円で、ため池整備に要した費用ですが、取組内容と予算内容について伺います。

2点目、新居浜市内の農業用のため池の川西、川東、上部での設置数と、管理者は改良区でしょうか。安全対策については、どのようにしていますか。管理者への指導体制について伺います。

○菅次長（農林水産課長） まず、ため池等整備事業の取組内容については、現在市営事業において芳谷池、柳谷中池、柳谷下池の改修事業と八反池の廃止事業を実施しており、令和6年度は、芳谷池、柳谷中池の改修工事、柳谷下池の用地買収に関する業務、八反池の廃止測量設計業務を実施しています。

また、市補助金による土地改良区の改良事業として、吉岡泉土地改良区の竜王池、岸之下土地改良区の青木下池取水施設の改修工事を、廃止事業として、阿島土地改良区の三杭大池、松神子土地改良区の又野東池、大生院土地改良区の梨口池の廃止工事を実施しています。

予算内容については、決算成果88ページの事業明細に記載したとおりです。

次に、本市における防災重点農業用ため池の設置数については、現在、川西地区に1か所、川東地区に9か所、上部地区に35か所の計45か所です。

これらのため池管理者は主に土地改良区で、安全対策については、各ため池管理者がこれまでに

侵入防止の柵や看板の設置を行っており、また、本市においても、令和2年度にため池ハザードマップを作成し、関係各所への配布やホームページに掲載しています。

管理者への指導体制については、土地改良区は愛媛県の認可団体であることから、管理や運営に関する指導は愛媛県が行っていますが、台風などの豪雨時には本市から連絡を取り、事前に注意喚起を行うとともに、ため池の状況確認や水位調整を依頼しています。

○委員（山本健十郎） 45か所のため池があるという話でしたが、このため池について、分かる範囲で構いませんが、ため池をなくす方向で、今まで取り組んできたと思いますが、継続して取り組むというような状況なんですか。

○菅次長（農林水産課長） 今後、ため池の廃止も含めた上で、どうしていくかということですが、現在、今年度も含めて1か所廃止することになっていますので、防災重点農業用ため池44か所になります。今後、廃止するか、改修していくか等のため池は、12か所で計画を立てていますので、それを目指して計画を進めていきたいと考えています。

【農道維持管理事業】

○委員（近藤司） 1点目は、7,657万4,000円の決算額となっていますが、要望件数と積み残し件数、積み残し金額について伺います。過去3年間の要望件数、積み残し件数、積み残し金額についても伺います。

2点目、決算額の中に、農道の舗装以外にも、農業用施設の軽微な補修が計上されていますが、どのような工事内容ですか。事業費の中に浚渫委託料783万円が含まれていますが、件数はどのくらいあるのでしょうか。また、どのような方法でしゅんせつしていくのでしょうか。

○菅次長（農林水産課長） まず、令和6年度の要望件数については101件で、このうち、積み残し件数は20件、積み残し金額は約2,090万円です。

過去3年間については、先ほどの令和6年度に加え、令和5年度の要望件数は139件で、このうち積み残し件数は11件、積み残し金額は約620万円、令和4年度の要望件数は152件で、このうち、積み残し件数は7件、積み残し金額は約450万円です。

次に、農道の舗装以外の農業用施設の軽微な補修の工事内容については、主に崩落した農道の路肩や老朽化した水路等の修繕です。

しゅんせつ委託料については、水路のしゅんせつ業務を7件、ごみ収集業務を6件、除草業務を9件の計22件を実施しており、しゅんせつの方法については、バキューム、バックホウ、または人力による土砂撤去を実施しています。

○委員（近藤司） 事業明細には、農道緊急舗装補修業務ということで、1,668万9,000円計上されていますが、この舗装については、従来からしている舗装以外に、これだけの舗装をしたということですか。

○菅次長（農林水産課長） 舗装については、従来要望がある舗装に加えて、一部、緊急性のあるものについて対応しています。

○委員（近藤司） この緊急舗装補修業務というのは市民からの要望があったので補修したのでしょうか。それとも市や改良区のほうで、ここが悪いからということで行ったものなのでしょうか。

○菅次長（農林水産課長） 市民からの要望が主になりますが、改良区等からの要望もあります。

【中小企業振興対策費】

○委員（越智克範） 1点目、中心商店街の空き店舗に出店した事業者に経費の一部補助を開始しましたが、補助の内訳、補助の内容については、どのようになっていますか。

2点目、今回の空き店舗の補助の効果をどのように考えていますか。

3点目、商業振興対策として、空き店舗出店補助は、新規に唯一始めた事業のように見えますが、商業振興対策については、今後どのように展開していこうと考えていますか。

○佐藤産業振興課長 令和6年度の空き店舗活用事業については、2件の活用があり、1件は市道登り道線に接した空き店舗を改装し、居酒屋を開店されたものに対し事業費807万9,450円を対象として、上限額である100万円を補助しました。

またもう1件は、同じく市道登り道線に接した空き店舗を改装し、美容室を開店されたものに対し事業費272万7,273円を対象として、48万5,400円を補助しました。

補助内容については、中小企業者等が昭和通り商店街、登り道商店街などの中心商店街及び喜光地商店街の通りに接する一団の土地にある空き

店舗を改装して出店した場合に、内外装工事や電気工事、給排水工事などの改装工事等に要した経費のうち、30万円を超える部分について、対象事業費の100分の20以内、100万円を限度に補助を行うものとなっています。

なお、本事業は平成23年度から実施していますが、令和3年度から令和5年度までは補助申請がなく、事業実績がありませんでしたが、令和6年度において、補助申請があり、事業実績として計上されたものとなっています。

補助の効果については、補助件数としては2件ではありますが、該当する区域の空き店舗を活用した新規出店を決定する動機づけの1つとして、一定の効果はあったものと考えています。

商業振興対策としましては、空き店舗活用事業と創業促進補助金を活用することで、商業者の出店、開業の促進を図り、地域商業の振興に努めていきたいと考えています。

○委員（越智克範） この補助というのは、平成23年から始めているということですが、当時はたくさんの申請があったんでしょうか。それと、この補助に関する周知の方法は、どんなふうに行っているんですか。

○佐藤産業振興課長 過去の実績としては、平成23年度のときには3件、4件、例年実績があったのですが、コロナの時期を境に、一度出店が少なくなったような状況です。

また、周知の方法については、一般の中小企業振興条例の補助金と同様にホームページでの掲載や、金融機関等で創業の御相談とかあった際に、周知しています。

○委員（小野志保） 1つ目、生産性向上機器導入事業678万9,012件、業種と主な導入機器を教えてください。

2番目、人材確保事業1,695万1,085件、何人の人材確保につながりましたか。成果はどうでしょうか。

3つ目、外国人人材活用支援事業301万4,014件、新規に雇用された人数は何人ですか。

4番目、事業の効果検証はしましたか。

5番目、課題を教えてください。

○佐藤産業振興課長 生産性向上機器導入事業の業種については、製造業、建設業、卸売業、小売業、学術研究専門技術サービス業に当たる機械設計料、ほかに分類されないものとして、サービス

業として産業廃棄物処理業の5業種です。主な導入機器は、NC工作機械、測定機器、工業会の証明を受けた経営力向上設備となっています。

次に、人材確保事業についてですが、補助対象である66社において、176名が面接を受け、53名の採用につながっています。

成果としましては、人材不足が深刻化する中、市内中小企業と求職者との接点を生じるための1つの手段として活用することで、一定の人材確保につながったものと考えています。

次に、外国人人材活用支援事業については、新規に雇用された人数は23名となっています。

事業の効果検証についてですが、生産性向上機器導入事業については、令和6年度は、前年度から3業種増の5業種への交付となり、様々な業態の中小企業者に対して生産性向上機器の導入支援を行うことにより、市内企業の業務効率化及び省力化に一定の効果があったものと考えています。

次に、人材確保事業については、交付件数は前年度から22件増、採用実績も前年度から22名増となっており、中小企業者がウェブサイトを利用した求人を行った際の支援を行うことで、市内企業の人材確保に一定の効果があったものと考えています。

外国人人材活用支援事業については、令和5年度の新設以降、51人の雇用に係る経費の一部を補助しました。国内における人材の確保が困難となる中、人材確保支援事業と合わせて、本事業は中小企業者の安定的な企業活動の継続に寄与しているものと考えています。

課題としては、補助制度は限られた財源の中で、より効果的に市内中小企業者への支援となることが重要であることから、使いやすさや周知、効果や成果の検証、地域実情とのミスマッチなどの視点で、定期的に検証を行いながら、適切に見直し等を行っていく必要があるものと考えています。

【地場産業育成費】

○委員（野田明里） 新居浜ものづくりブランドとして発信した事業があるのか、教えてください。

○佐藤産業振興課長 新居浜ものづくりブランド認定企業を対象に、機械要素技術展、サステナブルマテリアル展への出展支援を行うとともに、国際フロンティア産業メッセやMeet New

Solution in OTAにおいては、新居浜ものづくりブランドのパネル展示や冊子配布等を実施しました。

さらに、地域内の大企業と新居浜ものづくりブランド認定企業とのつながり強化及び取引拡大のため、ものづくり技術シーズ展示会を開催しました。

また、新居浜ものづくりブランドのホームページにおいて、認定を受けた製品、技術の情報を発信するとともに、東予ものづくり祭や四国地区大学野球連盟表彰式などのイベントにおいても、新居浜ものづくりブランドのパネル展示を行うなど、機会を捉えて発信に努めています。

【商店街活性化対策費】

○委員（井谷幸恵） 1点目、内訳を教えてください。

2点目、補助の基準というのはどういったことですか。

3点目、第4日曜日のさんさん産直市は、客、出店数ともに少なくなっているようですが、原因をどう分析していますか。

4点目、さんさん産直市に、市としてどのように取り組んでいく考えですか。

○佐藤産業振興課長 商店街活性化対策費の内訳としては、新居浜商店街連盟が主催する新居浜夏まつり開催事業に、125万円、百縁笑点街&さんさん産直市実行委員会が主催する百縁笑点街&さんさん産直市開催事業に、94万7,000円を補助したものです。

補助の基準としては、各補助事業の補助金交付要綱において、商店街連盟などが商店街活性化を目的として、地域のにぎわい創出につながるイベントを開催した場合に、対象事業となるよう定めています。

さんさん産直市の来客数及び出店者数の減少については、実行委員会事務局からの説明によりまずと、数年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加え、出店者の高齢化や家族の介護など、個々の事情により、継続的な出店が困難となる事例が増加していることが、主な要因として挙げられています。これらの複合的な要因により、結果として来客数及び出店者数の減少につながっているものと認識しています。

さんさん産直市については、近年出店数の減少が続いている状況にあり、実行委員会事務局にお

いては、商店街の活性化やにぎわいの創出に向けて、新たな出店者の確保が必要であるとの認識を持っていると伺っています。

このため、10月26日に開催予定のさんさん産直市では、にはまパンマルシェが同時開催される予定で、これを契機として、新たな出店者の継続的な参加につながることを期待していると伺っています。

市としては、こうした実行委員会による新たな取組に対し広報面での支援を行うとともに、実行委員会から相談があった場合には、市として対応可能な支援をできる限り行っていきたいと考えています。

【ものづくり新居浜支援事業費】

○委員（野田明里） まず、ものづくり新居浜支援事業費の内訳について、ものづくり人材育成推進事業委託料、製造業イメージアップ事業委託料は、それぞれどこにどのような委託をし、成果はどうでしたか。東予ものづくり祭2024の詳細と成果は、どのようでしょうか。

2点目、この事業の課題と展望について、どのように考えていますか。

○佐藤産業振興課長 ものづくり新居浜支援事業費の内訳については、ものづくり人材育成推進業務委託料が450万円、製造業イメージアップ事業委託料が156万4,000円、東予ものづくり祭開催事業補助金が100万円となっています。

ものづくり人材育成推進業務委託料については、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会に、小・中学生、高校生、新居浜産業技術専門校生を対象とした企業見学や、ものづくり体験講座の実施業務を委託しています。

成果については、次代を担う子供たちに対してものづくり産業に対する職業観や、価値観の醸成が図られたと考えており、将来、その子供たちが新居浜で活躍してくれることを願っているところです。

製造業イメージアップ事業委託料については、公益財団法人えひめ東予産業創造センターに、町工場で働く若者を紹介するゲンバ男子、ゲンバ女子の募集、取材及び情報の発信などの実施業務を委託しています。

成果については、ホームページや市政だよりへの掲載、イベント出展による広報活動の実施、新たなゲンバ男子、ゲンバ女子の選定、新居浜工業

高等学校等への広報などを通じ、製造業のイメージアップが図られ、本市の中小製造業への就労者増加に一定寄与したものと考えています。

東予ものづくりフェス2024については、地場産業である製造業を、新居浜の未来を担う子供たちに知ってもらうとともに、ブランド力を向上させる目的で、東予ものづくりフェス実行委員会が開催しているイベントで、内容の詳細は、イオンモール新居浜店内において、9日間、東予地域のものづくりに関わる様々な団体、学校、企業による展示や、ワークショップや空き缶コプター対空対決などを実施するものとなっています。

成果については、空き缶コプター対空対決においては216名の参加があるなど、イベント期間中に、約15万8,000人の来場者があったと主催者からは伺っており、多くの方に地場産業である製造業に触れ、関心を持っていただくよい機会となったものと考えています。

事業の課題としては、若年層が減少していく中で、若い人たちにどのように本市の基幹産業であるものづくりに興味を持っていただき、将来のものづくり産業を担う人材を育成していくかということが課題と考えています。

そのため、今後の展望としては、本市の基幹産業である製造業の担い手を確保するため、引き続き若年層へのものづくりの魅力発信を継続していくとともに、若年層に限らず、多くの市民にもものづくりの魅力を伝えていきたいと考えています。

○委員（野田明里） ゲンバ男子、ゲンバ女子は、現在何人いますか。

○佐藤産業振興課長 現在、78人が登録されており、うち5名がゲンバ女子として、現在登録されています。

【創業支援対策費】

○委員（渡辺高博） 16件の補助内容とその傾向、次が、講師を選定する方法を教えてください。

○佐藤産業振興課長 16件の補助内容としては、理美容業4件、飲食業4件、建設業2件など、多様な業種に対する什器や備品に係る費用、店舗や事務所の改装工事費、店舗家賃、看板やロゴ制作費、法人設立に伴う申請書類作成費用などとなっています。

傾向としては、令和4年度は、理美容業7件、製造業3件、広告業2件など、計16件。令和5年

度は、建設業6件、飲食業6件、自動車整備業3件、理美容業2件など、計25件となっており、年度により件数の増減はありますが、業種としては、理美容業、建設業、飲食業での創業が多い傾向となっています。

講師については、伊予銀行が主催し、新居浜市、西条市が共催で実施している、いよぎん新居浜・西条みらい起業塾、創業セミナーの講師で、その選定については、主催者である伊予銀行がセミナーの内容にふさわしいと思われる候補者を提案し、新居浜市、西条市が承諾することで選定を行っています。

○委員（渡辺高博） 補助を受けた企業、関わった企業に向けて、アフターフォローみたいなことはしていますか。

○佐藤産業振興課長 アフターフォローに関しては、引き続き御相談があれば、伴走的な支援ということで、様々な相談に乗っているようなところです。

【新居浜市IoT推進ラボ実施事業費】

○委員（合田晋一郎） この事業の成果をどのように捉えているか、伺います。

また、データ技術を活用した起業家創出支援に、どのように取り組みましたか。

○佐藤産業振興課長 本事業では、市内事業者のデジタル化促進を目的に、ノーコードツールや3D技術の活用セミナーを開催し、延べ43名の参加があり、最新技術を紹介するフォーラムについては、出展企業14社、来場者は約67名に上り、参加者からは講演が参考になった、デジタルツールの資料が欲しいなどの声があったことから、市内企業のデジタル化の取組に対する意識の醸成につながったものと考えています。

また、市内企業3社に対しデジタルツールの導入からフォローアップまで支援することにより、生産性の向上に寄与したものと考えています。

さらに、起業家向けワークショップでは、延べ87名の参加があり、現状では、起業にまでは至ってはいないものの、起業への意欲を示している方もいることから、起業への意識の醸成、また、アプリ開発のワークショップを通じてのデジタル技術の向上によるデジタル人材の育成にも効果があったものと考えています。

デジタル技術を活用した起業家支援としては、AIやノーコードツールを活用したアプリ開発ワ

ークショップや、起業家による講話、契約、税務、社会保険などの実務を学ぶセミナーなどを実施しました。

午後 1時35分休憩



午後 1時49分再開

認定第2号 第5グループ質疑

【空き家対策事業費】

○委員（越智克範） 1点目、当初予算に対し未達になっていますが、空き家対策事業と危険家屋除去補助事業とのどちらが未達の要因ですか。また、その理由はどのようなのですか。

2点目、空き家が増加しているにもかかわらず、事業の進捗が好ましくないのはどのような要因ですか。また、その対策はどのように考えていますか。

3点目、相続財産清算人を活用し、管理不全空き家等の管理、処分を推進するとしていましたが、その課題はどのようなのですか。また、その対策はどのように考えていますか。

○横山建築指導課長 まず、当初予算に対し未達となっている要因は空き家対策事業であり、相続財産清算人に係る経費が見込みより少なかったことによるものです。当初、相続財産清算人の申し立てに係る経費として、裁判所へ支払う予納金及び官報掲載料を1件当たり100万5,075円の3件分で301万6,000円を見込んでいましたが、3件のうち1件は処分できる見込みがなくなり、2件を裁判所に申し立てを行い、それぞれの物件に対し裁判所が示した予納金額が30万5,075円、50万5,075円の合計81万150円であったため、当初予算に対し未達となっています。

次に、空き家が増加しているにもかかわらず、事業の進捗が好ましくない要因については、予算10件800万円に対し、決算10件714万4,000円となり、予算措置している上限の申込みがあり事業進捗が図られましたが、相続財産清算人を活用する空き家対策事業については、空き家を購入する意思のある者がいなかったことが事業の進捗が好ましくない要因となっています。空き家対策事業については、相続放棄等により相続人が不存在となり管理がなされていない空き家について、市が利害関係者として裁判所に相続財産清算人を申し立てすることにより、家庭裁判所が選任した清算人が相続

財産の管理、清算等を行います。相続財産清算人制度を利用する場合、購入する意思がある者がいなければ清算人を申し立てることが難しいことが課題となっています。対策としては、協定を結んでいる愛媛県宅地建物取引業協会新居浜地区連絡協議会等に情報提供を行い、関係機関と連携し、購入する意思がある者を広く求めることで、相続清算人の申立て、空き家等の売買につなげたいと考えています。

○委員（越智克範） 宅建協会と連携して事業を実施しても成果が上がってないように思えるが、対策はありますか。

○横山建築指導課長 所有者が管理すべき物件であるという、個人の財産であることが大きな壁となっており、そこを取り払う努力をしていきたいと考えています。

○委員（越智克範） 危険空き家は現在市内にどれくらいありますか。

○横山建築指導課長 令和6年度で73件あると把握しています。

○委員（越智克範） 最近その数は減っていますか。

○横山建築指導課長 令和3年度87件、令和4年度80件、令和5年度76件と少しずつ減少しています。

【橋りょう長寿命化事業】

○委員（加藤昌延） 橋梁補修の優先順位は、どのように決めていますか。また、緊急で補修した橋梁はありますか。

○亀井道路課長 橋梁補修の優先順位については、愛媛県橋梁定期点検マニュアル及び国土交通省道路橋定期点検要綱に準じた点検と健全性評価を実施し、点検診断結果から、早期に措置を講ずべき状態の判定区分3となっている橋梁について、新居浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の重要度や損傷の重要度により優先順位を定め、順次補修を実施しています。

また、橋梁点検において緊急に措置を講ずべき状態である判定区分4の橋梁は、これまで確認されていませんので、緊急で補修した橋梁はありません。

【新居浜マリーナ管理運営費負担金】

○委員（野田明里） 1点目、施設管理業務委託料等7,458万1,000円の内訳について教えてください。

2点目、委託の内容について、具体的にどのような業務範囲を対象としているのか。また、その評価等はどのように行っているのか教えてください。

3点目、近年の利用目的ごとの利用件数や稼働状況の推移を教えてください。また、これらは委託料に見合った利用や効果であるのかも教えてください。

4点目、課題や施設活用や収益の増加に向けた展望をどのように考えているのか教えてください。

○西本港湾管理課長 まず、施設管理業務委託料等の内訳は、新居浜マリーナの指定管理者への委託料が7,407万9,200円、マリーナ施設の火災保険料が50万1,800円です。

次に、委託内容の具体的な業務範囲の対象は、主な内容として、施設や設備の維持管理業務、施設利用に関する使用許可、使用料金徴収に関する業務等です。

また、評価等については、毎年度当初に、指定管理者より事業計画書及び年度終了後には事業報告書が提出されており、その内容を確認することで、適正に管理、運営等が行われていると判断しています。

利用者を対象にしたアンケート調査では、回答者の約8割の方から、施設の管理運営に対して満足しているとの評価をいただいています。

次に、近年の利用目的ごとの利用件数や稼働状況の推移についてです。

まず、宿泊施設については、年間約2,500人から3,500人の利用がありましたが、コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度に約700人に落ち込み、その後、徐々に回復はしているものの、令和6年度は約1,600人となっています。

研修施設については、コロナ禍以前は年間約1万人の利用がありましたが、令和3年度に約6,000人に落ち込み、その後、徐々に回復し、令和6年度は約9,400人でした。

キャンプ場については、コロナ禍以前、年間約1万6,000人の利用がありましたが、令和3年度に約7,000人に落ち込み、その後、徐々に回復し、令和6年度は約1万3,000人でした。

また、ヨットやモーターボートなどの舟艇保管施設であるマリーナについては、ここ数年、約180隻前後で推移しています。

次に、委託料に対する利用効果については、令和6年度の利用者数は、コロナ禍以前と比較すると回復傾向であるものの減少しています。

委託料については、人件費や光熱水費等の必要経費が増加した影響で上昇傾向となっていることから、委託料と利用者数に関する費用対効果は、コロナ禍以前と比較すると低下していますが、海と親しむことができる憩いの場所として、また、子育て世代が利用しやすい公園として、さらにはマリンスポーツやキャンプ活動の場として、多くの市民の方に利用いただいております。レクリエーションや交流活動の場として、一定の成果は得ていると考えています。

次に、課題や施設活用、収益の増加に向けた展望については、利用者の減少が課題となっており、今後も引き続き指定管理者と連携し、適切な維持管理を行い、イベントや自主事業を開催するなど、利用者の増加に努めるとともに、マリーナ施設の使用料の見直しを行い、収益の増加に取り組んでいきます。

○委員（野田明里） 事業計画書や報告書が委託事業者から提出されているとのことですが、施設の運営の計画などについて、市のほうが少し介入して話をするようなことはありますか。

○西本港湾管理課長 年間の事業報告書のほかに、毎月の報告書の提出もされており、委託事業者と翌月や次年度の施設の運営について協議するなど随時連携を図っています。

○委員（大條雅久） 棧橋の利用は約180隻前後とのことだが、見込みとしては、現在どうですか。使用料の見直しは、係留費用を値上げするという方向ですか。

○西本港湾管理課長 係留船の保管定数ですけど、令和4年が約180隻、令和5年が188隻、令和6年が180隻であり、ここ数年所有者の年齢層が高くなっていることもあって、返還される方も増えていますが、新規の方を勧誘するなどして、180隻前後で推移しています。

また、マリーナ施設の使用料の見直しについては、近年の人件費の高騰や物価上昇などにより、施設の維持管理費が増加していることから、比較的大きめのヨットやモーターボートの保管施設である浮き棧橋A、Bと陸置施設の使用料を約10%値上げする予定です。

また、新たに市外の区分を設けて、市外の利用

者には、さらに10%増額するような形で、市外の利用者と市内の利用者を区分して、増額する予定としています。

また、ビジター向けとして、一時的に保管する外来艇の利用料を、50%増額する予定としています。

これらの料金改正は、令和8年4月1日から適用を予定しています。

【コンテナクレーン整備事業】

○委員（藤原雅彦） 1点目、ワイヤーロープ破損事故の発生原因と詳細な経緯について、また、事故発生前の安全点検やメンテナンス状況はどうだったのか伺います。

2点目、今回の事故による2,419万円の支出の内訳、例えば修理費、補償費、調査費などについて伺います。

3点目、事故後の再発防止策としての対策があれば伺います。

○西本港湾管理課長 まず、ワイヤーロープ破損事故の経緯については、令和6年6月13日の13時30分頃、新居浜港東港地区の垣生第2岸壁に設置しているコンテナクレーンを使用して、コンテナ船へ積み込み作業を行っていたところ、コンテナを約1メートル吊り上げた際に、ワイヤーロープが破断しました。また、発生原因については、通常の検査では確認できない内部に錆が発生していたことから、潤滑不良となった状態での使用となり、強度が低下したことで、ワイヤーロープが破断したと推定されます。また、事故発生前の安全点検やメンテナンス状況については、安全点検専門のメンテナンス会社により毎月点検及び年次点検を行っており、点検結果で不備が指摘された場合には、その内容により優先順位をつけて補修等を実施しています。

次に、支出の内訳については、ワイヤーロープの製作費が約850万円、修理費が約1,240万円、調査費が約100万円、諸経費が約220万円です。

次に、再発防止策としては、安全かつ効率的な物流機能を確保するため、引き続き専門業者による定期的な安全点検を実施するとともに、使用状況を確認し、適正な時期としておおむね2年から3年の使用でワイヤーロープの交換を実施していくこととしています。

○委員（藤原雅彦） ワイヤーロープが切れたことで、修理に要する日数もある程度想定されます

が、クレーンが利用できない間の荷役作業はどのように行っていたのですか。

○山下港務局事務局長 物流を中断することはできないため、荷役業者が所有するクレーンを使用して荷役作業を実施しました。

○副委員長（高塚広義） 原因は、ワイヤーロープの内部の錆の発生とのことですが、年次点検や毎月点検の検査機器等で、内部の錆の発生状況が判断できないのですか。

○西本港湾管理課長 内部の錆については、実際にワイヤーを切断して初めて分かるもので、年次・毎月点検等の通常の点検での発見は困難です。

午後 2時10分休憩

午後 2時12分再開

認定第2号 第6グループ質疑

【警防管理費】

○委員（伊藤謙司） 毎年、別子山での山岳救助が発生していますが、令和6年度の山岳救助捜索事案は、何件発生していますか。また、内容はどのようなものになっていますか。近年の傾向、増加しているか、減少しているかについても、伺います。

2番目、山岳救助事案が発生したとき、消防本部はどのように対応しますか。また、山岳救助に対応するため、どのような訓練や資機材整備を行っていますか。

○柴田警防課長 令和6年度、山岳救助捜索事案は、3件発生しています。

内容は、登山中に転倒し足首を負傷した事案が1件、道に迷い遭難した事案が1件、下山中に滑落し、頭部を負傷した事案が1件となっています。

近年の傾向については、令和4年度が5件、令和5年度が4件となっており、横ばいで推移していますが、4月から5月頃にかけてのゴールデンウィーク前後に毎年多く発生しており、比較的軽装での入山や時間的余裕のない無理な計画による道迷い等により、負傷につながったケースもありました。

次に、山岳救助事案が発生したときの初動対応としては、陸上部隊として、消防車両5台、15名程度で出動し、捜索活動を行うとともに、消防防

災へりにも出動要請を行い、各機関と連携して活動を行っています。

訓練については、登山道の状況確認と体力錬成を兼ねた山岳踏査訓練を年に7回程度、消防防災へりを活用した合同訓練を、年3回程度実施しています。

資機材については、山岳資機材整備計画に基づき、負傷者の救出、搬送に必要なロープや担架、消防隊員の安全対策として、登山靴、かっぱ、安全帯等を整備しています。

【救急体制整備費】

○委員（伊藤謙司） 令和6年度の救急件数は、過去最高で6,700件を上回っていると伺っています。高齢化の進展に伴い救急件数は今後も増加することが予想されますが、救急出動を抑制するため、昨年度開始された#7119の導入にかかる経費はどれくらいですか。#7119導入後の新居浜市における利用件数や相談内容の傾向はどのようなものになっていますか。

○柴田警防課長 #7119の導入にかかる経費については、運営費総額の50%を愛媛県が負担し、残りは20市町ごとの人口割で負担しています。令和6年度における本市の負担額は48万6,903円となっています。

次に、令和6年度における本市の相談件数については、1,347件となっており、相談内容は急病等による症状についての内容が約75%、事故や怪我によるものが約15%、その他の救急相談が約10%となり、救急車を要請すべきかどうかの判断に関する相談が大半となっています。

○委員（伊藤謙司） #7119はあまり認知されていないと思いますが、どのような啓発活動を行っていますか。

○柴田警防課長 市民への周知方法については、市のホームページに利用方法や過去6か月分の利用件数を掲載しています。また、視覚的効果の高いマグネットシートを利用した消防車両での広報も行っています。

救急件数の抑制については、前年と比較すると令和4年は925件、令和5年は423件と急激に増加していましたが、令和6年は104件と緩やかな増加状況となっており、一定の効果があったものと考えています。

午後 2時18分休憩

午後 2時45分再開

認定第2号 第7グループ質疑

【人権教育推進費】

○委員（河内優子） 取組状況と事業評価について教えてください。

○鍋井人権教育課長 取組状況については、啓発事業として、お茶の間人権教育懇談会80回、人権のつどい日11回、地区別人権教育市民講座17回、小中学校での校区別人権同和教育懇談会のうち基礎研修を25回、学級、学年別研修を26回開催しています。

また、各種研究大会等への参加者派遣、講座等の開催支援等を行ったほか、人権問題を取り上げた人権啓発特集号を年2回発行し、市政だよりに折り込み配布することで、広く市民の人権意識の高揚を図りました。

次に、事業評価についてですが、継続的に取り組んでいる、お茶の間人権教育懇談会、地区別人権同和教育市民講座を合わせた参加者数が、ここ数年、増加傾向にあることから、啓発活動を積み重ねることで、人権教育の推進につながっていると評価をしています。

【発達支援教育運営費】

○委員（伊藤義男） 1点目、令和5年度より、令和6年度は337万2,000円増えた理由を教えてください。

2点目、費用の内訳を教えてください。

3点目、支援計画作成件数、こども発達支援センターの利用者数、相談件数の実績を教えてください。

4点目、令和6年度の成果を見て、発達支援センターは、相談、計画、連携の拠点機能を果たしているのかお答えください。

○佐々木次長（発達支援課長） 令和5年度より決算額が増えた主な理由は、会計年度任用職員の人件費1人分を、人事課所管の人件費から組み替えたことや、施設の清掃業務委託料の改定等によるものです。

次に、費用の内訳については、施設の維持管理諸経費355万8,000円、会計年度任用職員の人件費等278万1,000円、消耗品及び物品購入費等88万2,000円、学校事務システム使用料等22万6,000円です。

次に、令和6年度において、支援計画であるサ

ポートファイルの作成件数は693件、こども発達支援センターの利用者数は延べ3,547人、相談件数は延べ4,993人です。

次に、こども発達支援センターの拠点機能についてです。教員や保健師、臨床心理士等による専門的な相談支援体制、サポートファイルの活用や関係機関との連携による一貫した支援を推進していることから、拠点機能を果たしているものと考えています。

【いじめ・不登校問題等対策費】

○副委員長（高塚広義） 1点目、いじめ及び不登校の3年間の推移について、伺います。

2点目、いじめ不登校の現状を、どのように認識していますか。

3点目、現状を把握した上で、どのような対策をしていますか。

4点目、相談内容や年代など、ここ数年の変化はどうなっていますか。

5点目、先進地の事例を参考にするなど、取り組む方向性を、どのように考えていますか。

○高橋学校教育課長 まず、いじめ及び不登校の3年間の推移について、いじめ認知件数の推移は、令和4年度52件、令和5年度73件、令和6年度156件となっています。

不登校児童生徒数の3年間の推移については、令和4年度230人、令和5年度347人、令和6年度460人となっています。

次に、いじめの現状については、からかいや悪口、遊ぶふりをしてたたく、仲間外しなどが挙げられ、特に、SNSを起因とするいじめ、誹謗中傷が深刻化しています。

不登校の現状については、生活リズムの不調、無気力、不安、学業不振、親子の関わりに関する問題など、原因は複数かつ複合的になっており、その背景には、コロナ禍での登校意欲やコミュニケーション能力の低下、また、SNSの普及や社会状況の変化による、学校に対する価値観の変化などがあると考えられます。

次に、いじめ対策の取組としては、小中学校で毎月行っている、絆アンケート、ジブンミカタプログラムによる調査、いじめ相談ダイヤル24などにより、いじめの早期発見、事実関係の調査を徹底することで、早期解決に努めています。

不登校対策の取組としては、学習用端末を活用した事業などのオンライン参加、あすなる教室で

の個別支援、スクールカウンセラー、不登校対策等生活非常勤講師の配置をはじめ、背景に、家庭、社会環境等の問題がある場合には、スクールソーシャルワーカーが支援に加わり、連携などを行っています。

また、中萩中学校、川東中学校にサポートルームを設置し、生徒個々の状況に合わせた学習指導や相談支援を行っています。

相談内容や年代など、ここ数年の変化については、いじめの相談内容に関しては、SNSやスマートフォンを原因とする仲間外しや誹謗中傷などに関する事案が増加しており、年代に関しては、小学校での認知件数が令和4年度に40件だったものが、国の通知による集計方法の変更もありますが、令和6年度には137件と大幅に増加しています。

不登校の相談内容に関しては、無気力、不安、生活リズムの乱れ、学校に対する価値観の変化に伴う学校生活への違和感といった相談が増加しており、年代に関しては、小学校で令和4年度に75人だったものが、令和6年度には220人と大幅な増加傾向にあります。

今後の取組の方向性については、まず、いじめ対策については、早期発見のための絆アンケートなどによる調査の徹底や、スクールカウンセラーなどの相談窓口の充実を図ることで、いじめの早期発見、解決に努めるとともに、早期に事実関係を正確に把握し、保護者を含めた関係者と適切に情報共有を図ることで、トラブルの長期化を防ぐとともに、被害者の心のケアと、加害者への教育的指導の両立を図っていきます。

次に、不登校対策の方向性については、他市事例を参考にしながら、サポートルームの効果検証を図るとともに、家庭教育に起因すると思われる不登校の減少を目指し、保護者との連携を強化していきたいと考えています。

以上です。

○副委員長（高塚広義） SNSでの誹謗中傷が主な理由だと感じているんですけど、家庭での父兄によるSNSを使う時間の制約とか、学校から示すとかの、方向性は、どのように検討したのでしょうか。

○高橋学校教育課長 SNSによる誹謗中傷等については、今年度から市P連が中心となり、スマートフォン等の使用については、保護者が責任を

持ってやりましょうと、地域全体に対して、一体的に取り組んでいただいています。

また、SNSのチェックも、人権教育課でもしていますので、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。

【発達支援教育充実費】

○副委員長（高塚広義） 2,497万9,000円の事業費の内訳について、伺います。

2点目、保育園や幼稚園、学校への循環相談の実績、また評価について、伺います。

コグトレ、認知機能に着目した包括的支援プログラムの取組及び評価について伺います。

4点目、ペアレントプログラム等による保護者支援の取組及び評価について伺います。

5点目、事業の全体評価はいかがですか。課題に向けた取組を、どのように考えていますか。

○佐々木次長（発達支援課長） 事業費の内訳については、会計年度任用職員7人分の人件費1,959万8,000円、巡回相談員の謝金等246万8,000円、教員等への研修委託料等178万円、消耗品及び器具購入費66万9,000円、障害保険料その他46万4,000円です。

次に、巡回相談の実績について、令和6年度の相談件数は、保育園224人、幼稚園、認定こども園47人、小学校268人、中学校30人、計569人でした。

巡回相談は、子供や保護者への支援を通じて、教員や保育士が支援の方法を学ぶ機会にもなっており、特別支援教育の充実につながる効果があるものと評価しています。

次に、コグトレについては、教職員対象の研修として、令和5年度から3年計画で取り組み、令和7年度が最終年度となっています。各年度3回実施し、受講者数は令和5年度202人、令和6年度188人であり、3年間で全教職員が受講する見込みです。

現時点で、研修内容をよく理解できた、職場でもすぐに活用できるといった意見も寄せられており、教職員の支援技術についての効果的な研修であると評価しています。

次に、ペアレントプログラム等の取組についてです。子供に発達の課題があったり、子育てに難しさを感じたりしている保護者や支援者を対象に、講義を5回、グループワークを3回実施し、延べ20人の保護者と48人の支援者が受講していま

す。

事後アンケートでは、子供への関わりに自信が持ったと回答した保護者が多く、また、今後の保護者支援に生かしたいといった支援者の感想もあったことから、十分な研修効果があったものと評価しています。

次に、事業の全体評価としては、各事業を通じて、発達に課題のある子供の早期発見や早期対応、継続支援の充実を図ることができているものと評価しています。

課題としては、支援が必要な子供の増加とともに、支援者の負担が増大していることから、子供や保護者一人一人に寄り添った支援を丁寧に行うとともに、関係者と一緒に支援の在り方を検討し、協力し合う関係づくりを進めていくことが重要であると考えています。

【学校図書館支援センター充実費】

○委員（藤原雅彦） 1点目、学校図書館支援センターの活動による児童生徒1人当たりの年間平均貸出冊数について、小学校、中学校別に、令和5年度の数値と比較しての増減を伺います。

2点目、学校図書館支援センターと各学校は、どのように連携しているのか、伺います。

3点目、図書館システムの運用とあるが、どのようなシステムか、また、決算額は幾らか、伺います。

○高橋学校教育課長 まず、小学校の児童1人当たりの年間平均貸出冊数については、令和5年度は39.0冊、令和6年度は39.1冊と同水準となっています。なお、中学校においては、学校図書館システムを導入していないことから、生徒がそれぞれ個人の図書貸出しカードを記入する仕組みで運用しており、平均貸出冊数は、把握できていません。

次に、学校図書館支援センターと各学校との連携についてですが、学校図書館支援センターに所属する支援員が週2日、各小学校において、図書の貸出し及び返却の受付や蔵書の管理を行っています。

また、図書の読み聞かせや図書の調べ方及び要約の仕方、読書感想文の書き方指導など、授業支援を行っているほか、各学年の学習に応じた図書及び児童の希望に沿った図書が学校図書館にない場合には、新居浜市立図書館とも連携して、図書を調達しています。

なお、中学校においては、図書の紹介及び各学校図書館の整備を順次実施しています。

次に、学校図書館システムでは、学校の図書室にある図書及び児童の情報を登録したバーコードを作成することで、どの児童がいつ、どの図書を借り、いつ返却したかが管理できるシステムとなっています。また、図書の検索や、システムから図書を発注するなどのことも可能となっています。

学校図書館システムに関する令和6年度の決算額は、システムリース料やソフトの使用料、保守費用等を合わせて、236万1,000円となっています。

○委員（藤原雅彦） システムのことなのですが、これ1回活用すれば、更新とかは必要ないんですか。そのままずっと使えるということでしょうか。

○高橋学校教育課長 更新は必要です。

○委員（藤原雅彦） 更新は大体、何年間とか決まっているんですか。

○高橋学校教育課長 今、ICTの機器の更新を行っていますが、それに合わせて、今年度更新をする予定です。

○委員（藤原雅彦） 費用も先ほど答弁にあった二百何十万円、同じ費用がかかるということですか。

○高橋学校教育課長 細かい金額までは手元に資料がないんですが、今よりは安くなります。

【小中学校ICT環境整備推進事業費】

○委員（藤原雅彦） 令和6年度決算における小中学校ICT環境整備推進事業費の決算額は、約3億3,000万円となっていますが、教育費での割合はどれくらいになるのか、伺います。

2点目、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果で、学校のICT機器活用頻度が全国平均と比べてどうか。また、その結果として、事業費の活用状況をどのように認識しているのか、伺います。

3点目、令和6年度事業により整備されたタブレット端末等の活用が、児童生徒の学力にどの程度寄与したと認識しているのか、伺います。

4点目、本事業では外国人児童生徒や特別支援教育へのICT活用がどうなっているのか、伺います。

○高橋学校教育課長 令和6年度決算における教

育費は、64億2,563万円となっています。

このうち、小中学校ICT環境整備推進事業費は約3.3億円で、割合は約5.1%となっています。

次に、全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均を上回っているかどうかということですが、令和7年度全国学力・学習状況調査における学校のICT機器の活用頻度については、小学校、中学校ともに、授業でタブレット等のICT機器を週3回以上使用した児童生徒の割合は、全国の平均値とほぼ同水準となっています。

この結果については、これまでの事業により、端末や通信環境の整備が進んでいる一方で、さらなる効果的な活用に向けた指導方法や教材活用の工夫が求められているものと認識しています。

次に、タブレット端末等の活用が学力に、どの程度寄与したかについてですが、本市におけるタブレット端末等の活用は、児童生徒の学力向上に多角的に寄与していると認識しており、事業において、ロイノートを活用して思考を可視化するとともに、グーグルの各種ツールで、児童生徒同士の協同的な資料作成や情報共有を活発化させています。これにより、思考力や表現力といった課題解決力の向上が図られていると思います。

また、タブレットを通じて、児童生徒同士が自分の考えを即座に共有したり、他者の意見を比較、分析したりする活動も増えており、思考力、判断力、表現力といった非認知能力や、読解力の育成にも効果が見られることから、基礎学力向上に好影響を与えていると考えています。

次に、外国人児童生徒や特別支援教育での活用ですが、外国人児童生徒へのICT活用については、タブレット端末に市内共通の翻訳機能アプリを導入することで、日本語の理解度向上や事業への主体的な参加が促されているものと認識しています。

特別支援教育においては、児童生徒一人一人の特性に応じた学習を深めるためにICTを活用しており、デジタル教科書の拡大機能や、音声読み上げ機能に加えて、学習支援アプリを活用することで、視覚的、聴覚等に関する支援が必要な児童生徒の個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行っています。

【特別支援教育充実費】

○委員（井谷幸恵） 1点目、学校生活介助員、学校支援員に必要な資格は何ですか。また、介護

職の人は何人ですか。

2点目、対象児童生徒は学校生活介助員、学校支援員、それぞれ何人ですか。

3点目、学校支援員の対象児童は、どのように決まってくるのでしょうか。

○佐々木次長（発達支援課長） 学校生活介助員に必要な資格は特にありません。学校支援員については、教員免許を有することを資格要件としています。また、介護職という職種では雇っていません。

次に、対象児童生徒について、学校生活介助員については444人、学校支援員については639人です。

次に、学校支援員の対象児童は、小学校の通常学級に在籍する児童のうち、巡回相談等により学校支援員の配置について検討する必要がある児童について、新居浜市教育支援委員会と協議し、配置の可否を個別に判断しています。

○委員（井谷幸恵） 対象児童が決まる場合なんですけど、そのときに担任の思いは、市教育支援委員会にちゃんと届いているのでしょうか。

○佐々木次長（発達支援課長） 担任の先生がこの子供に支援が必要だと思われた場合は、校内で検討、取りまとめて、学校を通じて教育支援委員会に判断を要請してもらって流れになっています。ですので、担任の先生の思いが、届く仕組みになっているものと考えています。

○委員（加藤昌延） 支援員の必要な教員免許について、教員免許には1種、2種があると思うんですけど、2種でも支援員はできるということですか。

○佐々木次長（発達支援課長） 1種、2種は問うていません。

【地域防災施設整備事業】 【地域防災施設整備事業（繰越分）】

○委員（近藤司） 令和6年度分決算額5億9,206万1,000円が計上されていますが、実施状況と財源の大部分に市債が充てられていますけど、この資産に対して国の交付税措置があるのかどうか、伺います。

次、令和5年度繰越分として、6,103万2,000円が計上されていますが、実施状況と財源の大部分が市債に充てられていますけど、国の交付税措置があるのか、伺います。

○正岡学校施設課長 本事業は学校給食のセンタ

一化に伴い、使用しなくなる小学校の単独調理場等を防災備蓄倉庫として整備するとともに、平時には、給食センターから配送される給食の受入れを行う配膳室として活用するもので、令和6年度中に、全ての工事が完了しています。

財源については、全額を緊急防災・減災事業債により充当しています。また、この市債については、元利償還金の70%が地方交付税措置の対象となるため、実質的な市の負担は大きく軽減されることとなっています。

【別子中学校学び創生事業費】

○委員（山本健十郎） 1番目として、事業費3,908万8,000円で、別子中学校宿舎運営の維持管理費のようですが、予算額と事業運営内容について、伺います。

2点目、寄宿舎管理人については、地元住民が管理人と思われそうですが、どのような内容、状況でしょうか。また、子供たちは、多分全員が市内の子供だと思いますが、その辺も伺います。

○高橋学校教育課長 まず、予算額については、寄宿舎管理人2名の報酬と人件費が404万5,000円、寄宿舎管理委託料等が3,573万9,000円、維持補修費が15万円、愛媛県公立小中学校寄宿舎運営連絡協議会負担金等補助費が9万3,000円で、合計4,002万7,000円です。

事業運営内容については、寄宿舎を運営するための施設、設備等の点検をはじめ、清掃や調理業務などの委託業務のほか、寄宿舎管理人として、会計年度任用職員を2名配置しています。

次に、別子中学校寄宿舎管理人2名においては、いずれも別子山地区に居住する方を任用しており、業務の内容としては、日曜日から木曜日の16時30分から翌朝9時までの宿直と金曜日の8時30分から14時までの日直を交代制で勤務し、寄宿舎の管理運営及び入舎生徒の指導監督を行っています。また、入舎している生徒は、全員が市内の生徒です。

○委員（山本健十郎） 寄宿舎に今、何人寄宿しているのか、分かりますか。

○高橋学校教育課長 現在、入舎している生徒は17名です。

○委員（山本健十郎） たしか25名ではなかったかと思いますが、17名ですか。

○高橋学校教育課長 一学年6名の3学年で18名なんですけど、1名転校したので、17名となってい

ます。

【部活動指導員配置事業費】

○委員（山本健十郎） 1点目に、決算額171万1,000円の事業内容についてお伺いします。

2点目に、学校で技術的な指導をされてきたと思いますが、どのような内容でご指導されましたか。

3点目に、部活動の方向性を示される検討行ってきたと思いますが、今までの現状の中で、課題はどうでしょうか。また、課題を踏まえて、部活動の方向性をどのように検討されましたか。

○高橋学校教育課長 まず、決算額の内訳については、部活動指導員5人に対する報酬が166万9,000円、練習・試合会場への通勤手当が1万3,000円、指導員が部活動指導者研修会に参加した旅費が2万9,000円です。

次に、技術的な指導等については、例えばソフトテニスでは、ラケットの握り方やボールの扱い方のような基本的な技術に関する指導はもとより、実践形式における、戦術的な指導まで、生徒の実態に合わせた指導を適宜行っています。中学校の部活動では、体力面でも技術面でも個人差が大きいので、生徒の状況を確認しつつ、適切な指導を行っています。

次に、部活動の方向性についてです。部活動の地域展開に向けた課題については、指導者の確保や教員との連携、また、活動場所や財源の確保などに関する課題が挙げられています。現在、令和7年度中の新居浜市部活動地域展開推進計画策定に向け、各中学校の管理職をはじめ、部活動専門委員、文化部顧問の代表者、また、新居浜市スポーツ協会に所属する各競技団体と課題の解決に向けたアンケート調査や協議を行っています。

今年度中には、国の部活動地域展開に関するガイドラインが改訂され、各課題に対する具体的な方針が示される予定となっていますので、それらを踏まえた上で、本市の状況に合った基準を定め、各活動における方向性を決定していきます。

○委員（山本健十郎） 先ほど答弁がありましたように、計画の策定を進めている中で、新居浜市の方向性ははっきりするのか、お答えいただきたいです。

○高橋学校教育課長 中学校部活動は、これまで数十年にわたり実施されてきたと思いますので、この方針の転換は非常に大きいものと認識して

います。今回策定する推進計画の中では、国の基準にも従いながら、新居浜市に最も合った方法で実現するため、長期スケジュールをはじめ、計画を策定していきますが、現在、国の基準も全ての部活動を廃止してクラブ活動に持っていくとまでは出ていません。そのあたりは、今年の冬に部活動のガイドラインが改定され、その中で詳細が示されることになっていますので、その内容を十分精査して、長期計画に反映していきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 全国的には、小学校や中学校、音楽隊なども含めて、既に進めているところもあります。新居浜市がこのままの状態であることは、子供たちにとっても一番かわいそうなんです。これは国にも問題があり、先生方の業務量を減らすということから始まったことですが、策定を進めている計画の中で、方向性が決まっても、きちんと進めることは起こらないのではないかと思います。その辺りの考えをお答えください。

○高橋学校教育課長 この部活動の地域展開は、先ほども申しましたように非常に大きな変革ではありますが、今後も生徒数の減少が進んでいくことが見込まれているため、行政としては、地域の方の力を借りながら、生徒が活動できる場所の確保と教員の働き方改革の両立を目指す必要があると考えており、それを踏まえて、推進計画を策定することとしています。方向性としては、部活動の地域展開を実施する方向で取り組んでいきたいと考えています。

【中学校サポートルーム設置事業費】

○委員（河内優子） サポートルームの利用状況、効果、事業評価、課題について伺います。

○高橋学校教育課長 まず、中萩中学校サポートルームの利用状況については、利用登録をしている生徒数が、令和4年度が29人、令和5年度が24人、令和6年度が25人となっています。また、利用延べ人数は、令和4年度が926人、令和5年度が509人、令和6年度が1,242人となっています。

効果としては、学校に来たいけれど来られない、学校には来られるけれど、教室に入れないといった状況の生徒が安心できる学校内の居場所となっています。また、集団活動等に不安を感じる生徒の一時的な避難場所にもなっています。

次に、事業評価と課題については、令和6年度の利用生徒25人のうち、不登校の状況が好転した人数が9人、約36%となっています。また、利用延べ人数は509人から1,242人と前年度と比べて733人増となっており、学校内の生徒が安心できる居場所として一定の成果があると評価しています。

課題としては、増設に際し、支援員や教室の確保などの課題がありますが、不登校対策は喫緊の課題だと認識していることから、これまでの成果を検証し、他の学校とも共有する中で、他市の取組を参考にしながら、本市にとって最適なサポートルームの運営方法について検討します。

午後 3時31分散会

